

NNインドネシア株式ファンド

追加型投信 / 海外 / 株式



●本書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

委託会社 (ファンドの運用の指図を行う者)
NNインベストメント・パートナーズ株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第300号

受託会社 (ファンドの財産の保管および管理を行う者)
三菱UFJ信託銀行株式会社

お問い合わせは



ホームページ
www.nnip.co.jp



電話番号
03-4567-0653
(営業日の9:00~17:00)

- 「NN インドネシア株式ファンド」の受益権の募集については、金融商品取引法(昭和 23 年法第 25 号)第 5 条の規定により有価証券届出書を 2022 年 3 月 7 日に関東財務局長に提出し、2022 年 3 月 8 日にその効力が発生しております。
- 「NN インドネシア株式ファンド」の受益権の価額は、同ファンドに組入れられる有価証券の値動きのほか為替変動による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資家のみなさまに帰属します。したがって、当ファンドは元金が保証されているものではありません。

【発行者名】 :NN インベストメント・パートナーズ株式会社

【代表者の役職氏名】:代表取締役 南原啓太

【本店の所在の場所】:東京都渋谷区渋谷二丁目 24 番 12 号 渋谷スクランブルスクエア

【有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所】:該当事項はありません。

目 次

	頁
第一部 証券情報	1
第二部 ファンド情報	
第1 ファンドの状況	4
1 ファンドの性格	4
2 投資方針.....	8
3 投資リスク	19
4 手数料等及び税金.....	23
5 運用状況.....	26
第2 管理及び運営.....	35
第3 ファンドの経理状況	40
第4 内国投資信託受益証券事務の概要	53
第三部 委託会社等の情報	55
＜添付書類＞投資信託約款	

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

NN インドネシア株式ファンド
以下「当ファンド」といいます。

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

契約型の追加型受益権(以下「受益権」といいます。)

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付もありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下、「社振法」といいます。)の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託会社である NN インベストメント・パートナーズ株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3)【発行(売出)価額の総額】

1,000 億円を上限とします。

(4)【発行(売出)価格】

取得申込日の翌営業日の基準価額*とします。

*本書において、「基準価額」とは、信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(純資産総額)を計算日における発行済受益権総口数で除した 1 口当たりの純資産価額をいいます。ただし、便宜上 1 万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。

ファンドの基準価額については、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として計算日翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、委託会社のホームページで、最新の基準価額をご覧になることもできます。

○お電話によるお問い合わせ先(委託会社)

電話番号 03-4567-0653 (営業日の 9:00~17:00)

○委託会社のホームページ

アドレス www.nnip.co.jp

(5)【申込手数料】

①取得申込時の申込手数料は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、取得申込金額、取得申込代金*あるいは取得申込口数に応じて、3.85%(税抜き 3.5%)を上限とした販売会社が個別に定める率を乗じて得た額とします。

*取得申込金額とは、1 口当たりの発行価格に取得申込口数を乗じて得た金額をいいます。取得申込金額には、申込手数料ならびに申込手数料に対する消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額は、含まれません。また取得申込代金とは、取得申込者が申込みに際して支払う金額の総計をいい、申込手数料および申込手数料に対する消

費税等に相当する金額が含まれます。

申込手数料については、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができます。

○お電話によるお問い合わせ先(委託会社)

電話番号 03-4567-0653 (営業日の 9:00~17:00)

②自動けいぞく投資コースによるお申込の場合の収益分配金は自動的に無手数料で再投資されます。

③販売会社によっては、当該販売会社で前 3 ヶ月以内に支払いを受けた投資信託の償還金等、または追加型投資信託の信託終了の 1 年前以内等で当該販売会社が定める期間内において換金した代金をもって当ファンドの取得申込みをする場合には、販売会社が独自に定める手数料の優遇措置等が受けられる場合があります。

詳細は販売会社にお問い合わせください。

(6)【申込単位】

申込単位は、販売会社が定める単位とします。

申込単位は、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができます。

○お電話によるお問い合わせ先(委託会社)

電話番号 03-4567-0653 (営業日の 9:00~17:00)

(7)【申込期間】

2022 年 3 月 8 日(火)から 2023 年 3 月 7 日(火)まで(継続申込期間)

(上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。)

(8)【申込取扱場所】

委託会社にお問い合わせになるか、委託会社のホームページをご覧ください。

○お電話によるお問い合わせ先(委託会社)

電話番号 03-4567-0653 (営業日の 9:00~17:00)

○委託会社のホームページ

アドレス www.nnip.co.jp

(9)【払込期日】

受益権の取得申込者は、販売会社が定める期日(くわしくは、販売会社にお問い合わせください。)までに、取得申込代金(取得申込金額、申込手数料および申込手数料に対する消費税等に相当する金額の合計額をいいます。)を販売会社において支払うものとします。

販売会社は、各取得申込受付日における取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座に払い込みます。委託会社は、同日、各取得申込受付日にかかる発行価額の総額を、受託会社の当ファンドにかかる口座に払い込みます。

(10)【払込取扱場所】

受益権の取得申込者は、取得申込代金を、申込取扱場所において支払うものとします。申込取扱場所については、前(8)をご参照ください。

(11)【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権に係る振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12)【その他】

- ①受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行うものとしします。
- ②申込みの受付は原則として午後 3 時までとします。受付時間を過ぎてからの申込みは翌営業日の取扱いとします。また、インドネシア証券取引所の休場日、インドネシアの銀行の休業日、シンガポールの銀行の休業日においては、取得の申込みを受付けないものとしします。
- ③信託財産の効率的な運用に資するため委託会社が必要と認めるとき、または取引所等における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、受益権の取得申込の受付を中止することおよび既に受付けた取得申込を取り消すことができます。
- ④当ファンドには、収益分配金を税金を差引いた後無手数料で自動的に再投資する<自動けいぞく投資コース>と、収益の分配が行われる毎に収益分配金を受益者に支払う<一般コース>があります。取扱い可能なコースについては、販売会社にお問い合わせください。なお、コース名は申込取扱場所により異なる場合があります。
- ⑤<自動けいぞく投資コース>を利用する場合、取得申込者は、販売会社と別に定める「自動けいぞく投資約款」にしたがい契約を締結します。なお、上記の契約または規定について、別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約または規定が用いられることがあり、この場合上記の契約または規定は、当該別の名称に読替えるものとしします。受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行うものとしします(以下同じ。)
- ⑥申込金額には利息は付きません。
- ⑦振替受益権について

ファンドの受益権は社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとしします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

(参考)

◆投資信託振替制度とは、

- ・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。
- ・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿(「振替口座簿」といいます。)への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

NN インドネシア株式ファンドは追加型投信／海外／株式に属しています。

追加型投信とは、一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

海外／株式とは、投資信託約款において組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

下記は一般社団法人投資信託協会の「商品分類に関する指針」に基づき記載しております。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)
単位型 追加型	国内 海外 内外	株式 債券 不動産投信 その他資産 資産複合

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル	ファミリーファンド	あり(フルヘッジ)
一般	年2回	日本	ファンド・オブ・ファンズ	なし
大型株	年4回	北米		
中小型株	年6回(隔月)	欧州		
債券	年12回(毎月)	アジア		
一般	日々	オセアニア		
公債	その他	中南米		
社債		アフリカ		
その他債券		中近東(中東)		
クレジット属性		エマージング		
不動産投信				
その他資産(投資信託証券(株式))				
資産複合				
資産配分固定型				
資産配分変更型				

その他資産(投資信託証券(株式))とは、投資信託約款において投資信託証券(当ファンドの場合はNN インドネシア株式マザーファンド)を通じて主として株式に投資する旨の記載があるものをいいます。

投資対象地域のアジアとは、投資信託約款において、実質組入れ資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

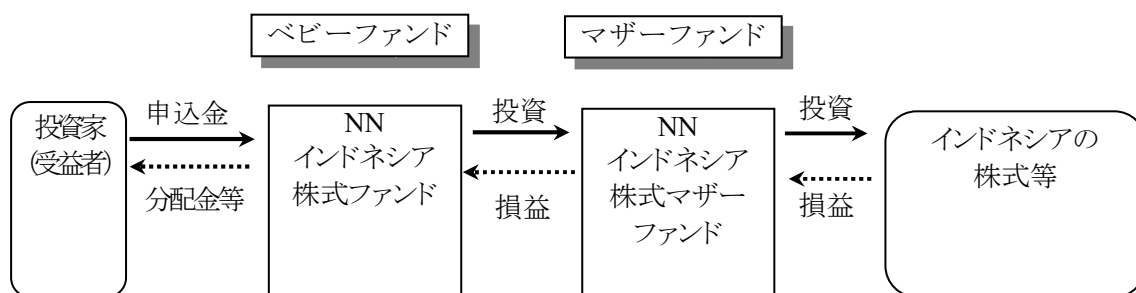
投資対象地域のエマージングとは、投資信託約款において、実質組入れ資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国)の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

商品分類、属性区分の定義については一般社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp>) をご覧ください。

当ファンドの運用はファミリーファンド方式で行います。ファミリーファンド方式とは投資家からの資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドの受益証券に投資することによりその実質的な運用を行う仕組みです。

[NN インドネシア株式ファンドにおける運用の仕組み]



<信託金の限度額>

- 委託会社は、受託会社と合意のうえ、1,000 億円を上限として信託金を追加することができます。
- 委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

<ファンドの特色>

1. インドネシアの株式等を実質的な主要投資対象とします。

- ファミリーファンド方式により、実質的にインドネシアの企業の株式(預託証券(DR)を含みます。)に投資します。
- 原則として、為替ヘッジは行いません。
- ジャカルタ総合指数を参考指数とします。なお、当ファンドは参考指数への連動や参考指数を上回ることを目標とするファンドではありません。

2. マザーファンドの運用は、東南アジア地域の株式運用に定評があるライオン・グローバル・インベスターズ・リミテッドが行います。

- ライオン・グローバル・インベスターズ・リミテッドは、OCBC(オーバーシー・チャイニーズ銀行)グループに属する東南アジア最大規模の資産運用会社です。
- OCBCグループは、19の国・地域で事業を展開するシンガポールの大手総合金融グループです。

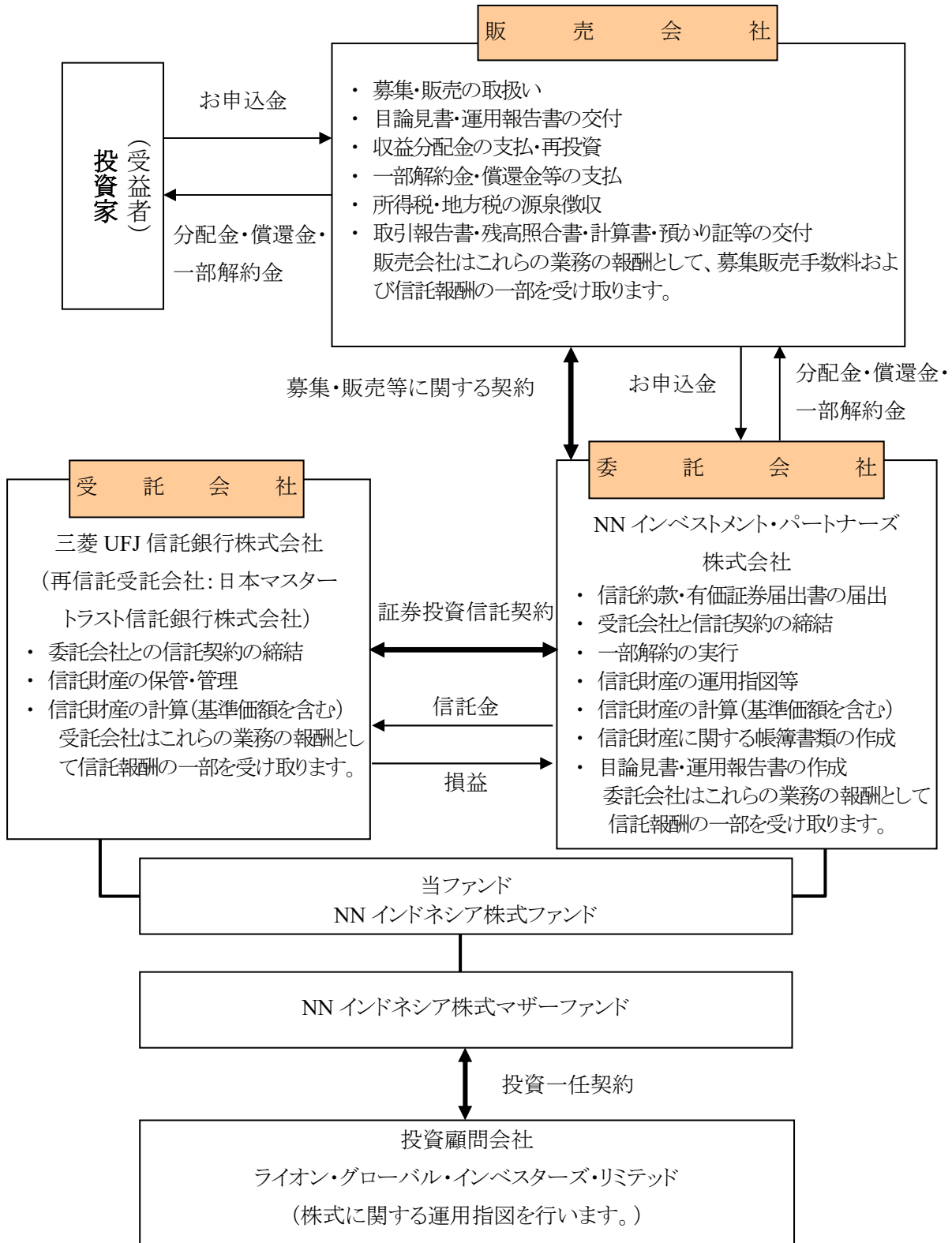
(注)資金動向や市況動向によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2)【ファンドの沿革】

2009年11月30日 当初設定、信託契約締結、運用開始

2015年4月7日 ファンドの名称を「NN インドネシア株式ファンド」に変更

(3)【ファンドの仕組み】



< 契約の主要な内容 >

- 募集・販売等に関する契約(委託会社と各販売会社の契約)
募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付け、分配金、償還金および一部解約金の支払等に関する契約
- 証券投資信託契約(委託会社と受託会社間の契約)
証券投資信託の設定から償還までの運営に関する取り決め事項に関する契約
- 投資一任契約(委託会社と投資顧問会社間の契約)
委託会社より運用権限の全部または一部を投資顧問会社に委託するための契約

< 委託会社の概況(本書提出日現在) >

- 資本金 4 億 8,000 万円
- 沿革

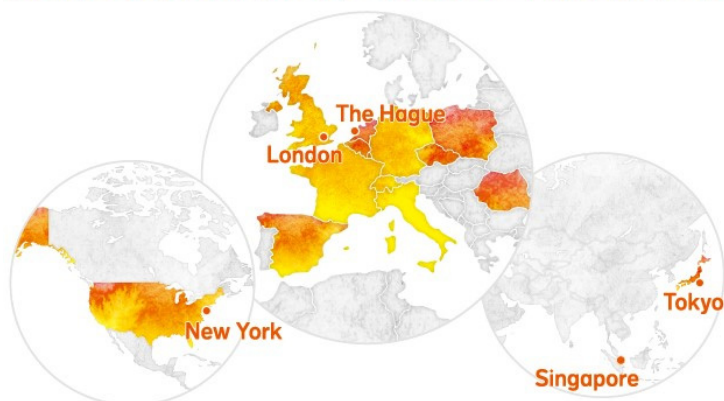
1999 年 9 月 8 日	アイエヌジー投信株式会社設立
1999 年 9 月 30 日	証券投資信託委託業の認可取得(金融再生委員会第 16 号)投資顧問業の登録(関東財務局長第 884 号)
2000 年 11 月 30 日	投資信託及び投資法人に関する法律の平成 12 年法 97 附則第 9 条に基づく投資信託委託業のみなし認可
2005 年 8 月 31 日	投資一任契約に係る業務の認可取得(内閣総理大臣第 56 号)
2007 年 9 月 30 日	金融商品取引業のみなし登録(関東財務局長(金商)第 300 号)
2015 年 4 月 7 日	商号を「NN インベストメント・パートナーズ株式会社」に変更
2022 年 4 月 11 日	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントの一員となる

○大株主の状況

名称	住所	持株数	持株比率
NN インベストメント・パートナーズ・インターナショナル・ホールディングス B.V.	オランダ王国 ハーグ 市 2595AK プリンセスヴァトリック スラーン 35	9,350 株	100%

※NN インベストメント・パートナーズでは「責任投資フレームワーク・ポリシー」に沿った運用を行っています。これにより、NN インベストメント・パートナーズが提供する商品においては、原則として、武器の製造や取引を行う企業やたばこ関連商品の生産を行う企業等への投資を制限しています。「責任投資フレームワーク・ポリシー」の詳細につきましては、委託会社のホームページ(www.nnip.co.jp)をご参照ください。

NNインベストメント・パートナーズのグローバルネットワーク



活動拠点
15カ国

運用資産額
約38.0兆円*

*1ユーロ=134.67円で換算

従業員
900人超

※赤字は主な運用拠点(2022年3月末現在)

(2022年3月末現在)

2【投資方針】

(1)【投資方針】

①基本方針

NN インドネシア株式マザーファンドへの投資を通じて信託財産の成長を目指して積極的な運用を行います。

②投資態度

○NN インドネシア株式マザーファンド受益証券への投資を通じインドネシアの企業の株式(預託証券(DR)を含みます。)に投資します。

○マザーファンド受益証券の組入比率は高位を維持することを基本とします。

○実質組入外貨建資産については原則として為替ヘッジを行いません。

○ジャカルタ総合指数を参考指数とします。なお、当ファンドは参考指数への連動や参考指数を上回ることを目標とするファンドではありません。

○資金動向、市況動向によっては、上記のような運用を行わない場合があります。

③投資制限

○株式への実質投資割合には制限を設けません。

○外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

○投資信託証券(マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

○同一銘柄の株式への実質組入割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

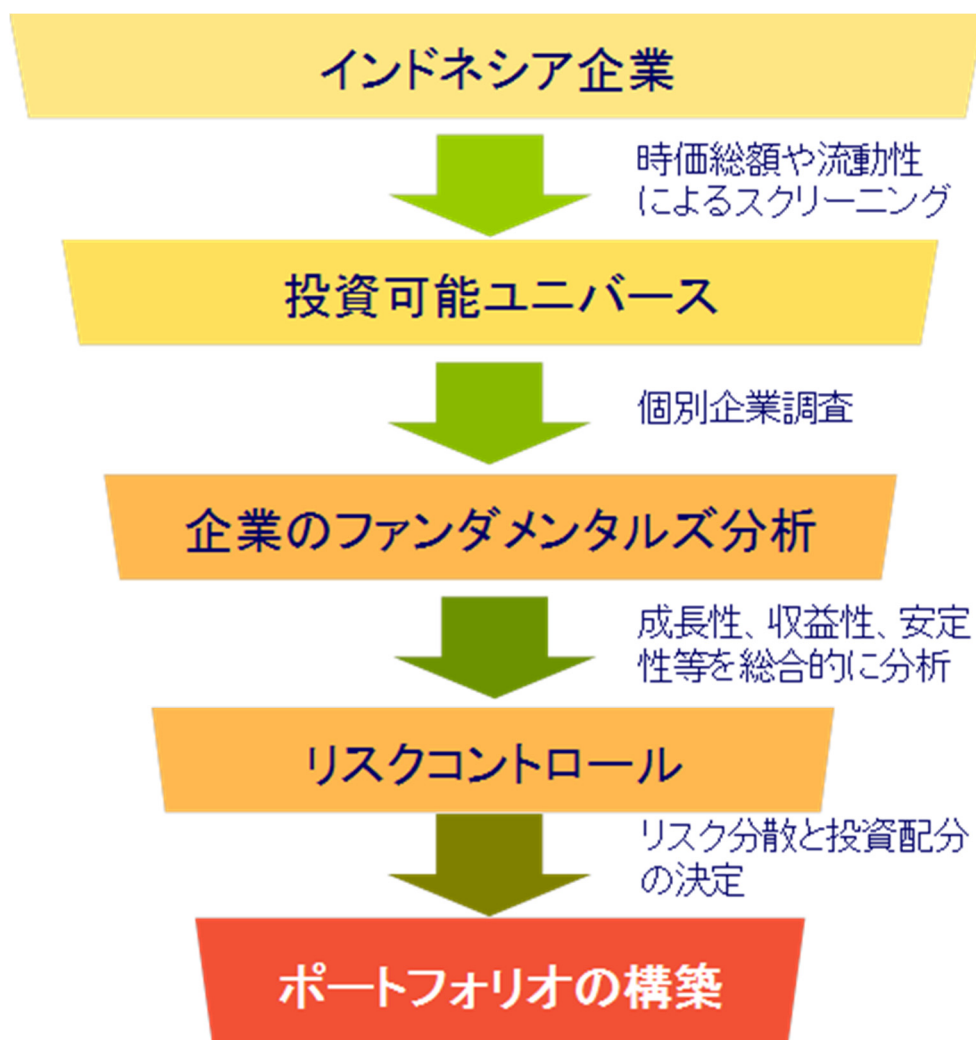
○同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質組入割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

○同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものへの実質組入割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

④株式投資プロセス

NN インドネシア株式マザーファンドの投資銘柄選定プロセス

ボトムアップ・アプローチにより、成長性、収益性、安定性、流動性等を総合的に勘案して投資銘柄を選択し、トップダウン・アプローチによる業種別配分を加味して、ポートフォリオを構築します。



※上記の運用プロセスは本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(2)【投資対象】

①投資の対象とする資産の種類

当ファンドが投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。(信託約款第 15 条)

1.次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。)

a 有価証券

b デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、約款第 23 条、第 24 条、第 25 条および第 26 条に定めるものに限りま。

c 金銭債権

d 約束手形

2.次に掲げる特定資産以外の資産

a 為替手形

②委託会社は、信託金を、主として、NN インベストメント・パートナーズ株式会社を委託者とし、三菱 UFJ 信託銀行株式会社を受託者として締結された NN インドネシア株式マザーファンドの受益証券および下記の有価証券(金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。(信託約款第 16 条第 1 項)

a 株券または新株引受権証券

b 国債証券

c 地方債証券

d 特別の法律により法人の発行する債券

e 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)

f 特定目的会社にかかる特定社債券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 4 号で定めるものをいいます。)

g 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 6 号で定めるものをいいます。)

h 協同組織金融機関にかかる優先出資証券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 7 号で定めるものをいいます。)

i 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 8 号で定めるものをいいます。)

j コマーシャル・ペーパー

k 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および新株予約権証券

l 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

m 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 10 号で定めるものをいいます。)

n 投資証券、投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 11 号で

定めるものをいいます。)

o 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)

p オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限り。)

q 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)

r 外国法人が発行する譲渡性預金証書

s 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限り。)

t 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)

u 貸付債権信託受益権であつて金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

v 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、aの証券または証書およびlならびにqの証券または証書のうちaの証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、bからfまでの証券およびlならびにqの証券または証書のうちbからfまでの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、mの証券およびnの証券(投資法人債券を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。

③委託会社は、信託金を、前②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することの指図をすることができます。(信託約款第16条第2項)

a 預金

b 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)

c コール・ローン

d 手形割引市場において売買される手形

e 貸付債権信託受益権であつて金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

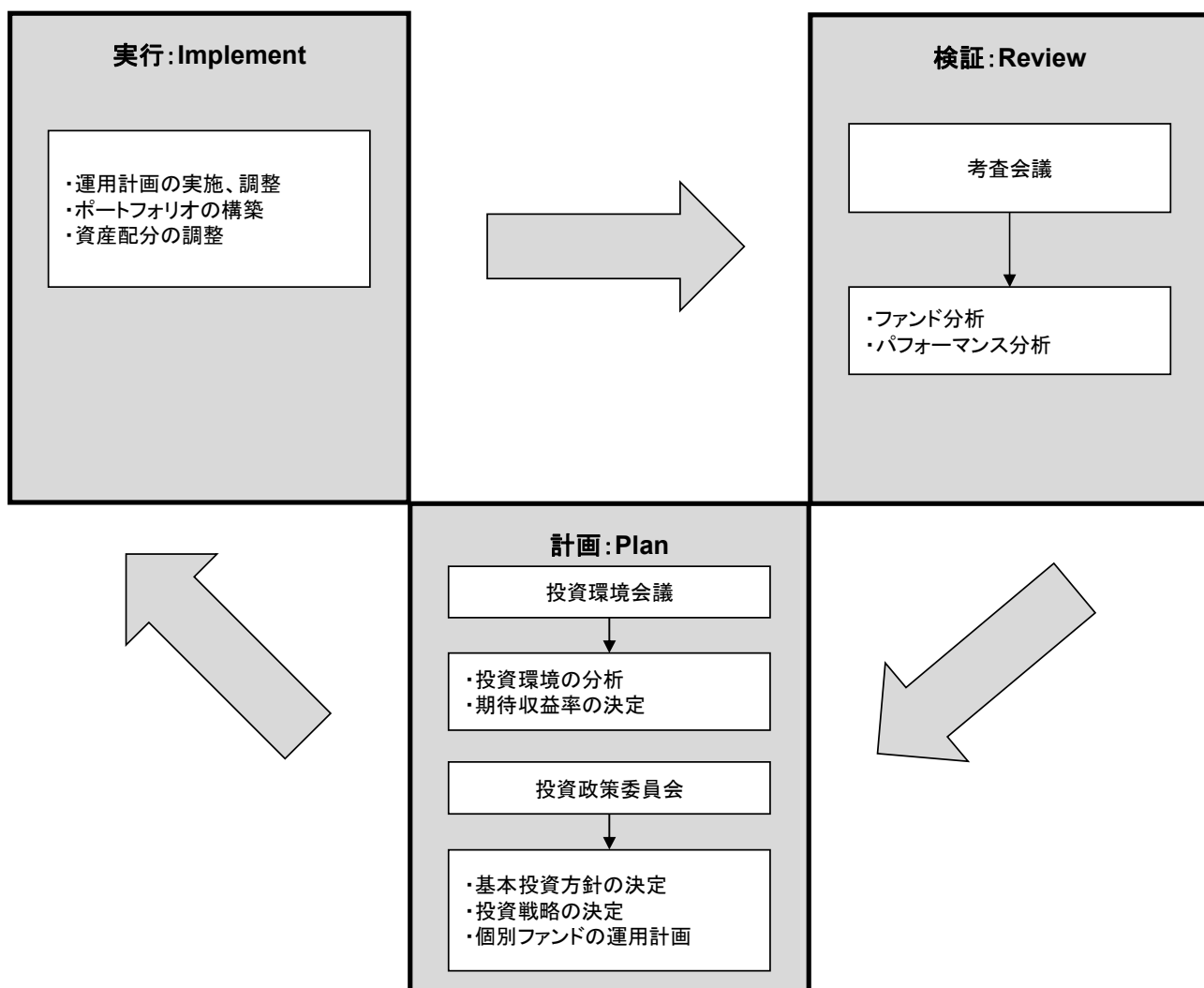
f 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

④前②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変化等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を前③に掲げる金融商品により運用することの指図をすることができます。

(3)【運用体制】

①運用体制

委託会社の運用体制は、以下の通りとなっております。本書提出日現在、15名程度が当該業務に従事しております。



「計画:Plan」

月次で開催される投資環境会議の主な内容は下記の通りです。

- ①為替、株式、債券、商品市場の過去1ヶ月の動きを検証
- ②株式、債券のバリュエーションを検討
- ③マクロ経済シナリオを決定
- ④各資産クラスの今後3ヶ月、12ヶ月の期待収益率を決定

投資政策委員会は当委員会規則に基づき、月次で開催されます。主な内容は下記の通りです。

- ①投資方針を承認
- ②投資実績の報告
- ③ファンドの運用計画書の承認
- ④複数資産クラスに投資するファンドの資産配分を決定

「実行:Implement」

- ①運用計画の実施・調整
- ②調査結果の討議
- ③ポートフォリオの見直し

「検証:Review」

月次で開催される考査会議の主な内容は下記の通りです。

- ①ファンドのパフォーマンス(対ベンチマーク、対他社設定ファンドとの相対比較等)を検証
- ②ファンドパフォーマンスの要因分析

委託会社は NN インドネシア株式マザーファンドの運用指図に関する権限をライオン・グローバル・インベスターズ・リミテッドに委託します。運用計画の策定、運用状況の検証、権限の委託先の管理等は委託会社の運用本部が行います。

＜受託会社に対する管理体制＞

受託会社の資産管理業務に係る事務処理体制、事務執行に起因する事故等が生じた場合には、受託会社に対し事故顛末ならびに再発防止策等の提出を求めるとともに、業務部が事故報告書を作成し、リスク管理部門に提出します。事故報告書は、月次のコンプライアンス委員会にて検証され、必要とされる場合には受託会社に対する業務改善要求、その他の措置を決定します。

業務部は、定期的に受託会社の財務内容等を調査し、受託業務を遂行するに十分な財政的基盤を維持していることを確認します。また、年次にて受託会社より監査法人が作成した「内部統制の整備及び運用状況報告書」を徴求し、受託会社の内部統制が受託業務を遂行するにつき十分な水準であることを確認します。

(4)【分配方針】

毎決算時(決算日をいいます。決算日は毎年6月7日および12月7日です。ただし、決算日が休業日の場合には翌営業日となります。)に、原則として以下の方針に基づき収益の分配を行います。

①分配対象額の範囲

分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収入(繰越分を含みます。)および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

②分配対象額についての分配方針

収益分配金額は、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は、分配を行わないこともあります。

③留保益の運用方針について

収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行います。

分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益者にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代

金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いします。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5)【投資制限】

①信託約款における投資制限

a 投資信託証券への投資制限(信託約款第16条第4項)

投資信託証券(マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。)への実質的な投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

b 投資する株式等の範囲(信託約款第20条)

(a) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

(b) 前(a)の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

c 同一銘柄の株式等への投資制限(信託約款第21条)

(a) 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の実質的な時価総額が、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

(b) 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の実質的な時価総額が、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

(c) 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)の実質的な時価総額が、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

d 信用取引の指図範囲(信託約款第22条)

(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

(b) (a)の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株式について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

i 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券

ii 株式分割により取得する株券

iii 有償増資により取得する株券

iv 売出しにより取得する株券

v 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。)の行使により取得可能な株券

vi 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、

または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権
(前号に定めるものを除きます。)の行使により取得可能な株券

e 先物取引等の運用指図・目的・範囲(信託約款第 23 条)

(a) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引の指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします。(以下同じ。)

(b) 委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

(c) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

f スワップ取引の運用指図・目的・範囲(信託約款第 24 条)

(a) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。

(b) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が原則として信託約款第 4 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(c) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。

(d) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

g 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図・目的・範囲(信託約款第 25 条)

(a) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

(b) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託約款第 4 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(c) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引の相手方が市場実勢金利をもとに算出した価額で行うものとします。

(d) 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

h 各種派生商品の店頭取引の運用指図(信託約款第 26 条)

(a) 委託会社は信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、次に掲げる取引(以下、h において店頭取引といいます。)を行うことの指図をすることができます。

i 有価証券店頭指数等先渡取引(金融商品取引法第 28 条第 8 項第 4 号ロに規定する

- 取引をいいます。以下同じ。)
- ii 有価証券店頭オプション取引(金融商品取引法第 28 条第 8 項第 4 号ハに規定する取引をいいます。以下同じ。)
 - iii 有価証券店頭指数等スワップ取引(金融商品取引法第 28 条第 8 項第 4 号ホに規定する取引をいいます。以下同じ。)
 - iv 店頭金融先物取引(金融商品取引法第 2 条第 22 項に規定する取引をいいます。以下同じ。)
- (b) 店頭取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託約款第 4 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (c) 店頭取引の評価は、当該取引の相手方が市場実勢金利をもとに算出した価額で行うものとします。
- i 有価証券の貸付の指図および範囲(信託約款第 27 条)
- (a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の要件の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。
 - i 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - ii 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
 - (b) (a) に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
 - (c) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。
- j 有価証券の空売りの指図および範囲(信託約款第 28 条)
- (a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または信託約款第 29 条の規定により借り入れた有価証券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売り付けた有価証券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図ができるものとします。
 - (b) (a) の売付けの指図は、当該売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 - (c) 信託財産の一部解約等の事由により、(b) の売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。
- k 有価証券の借入れ(信託約款第 29 条)
- (a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図をするものとします。
 - (b) (a) の指図は、当該借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 - (c) 信託財産の一部解約等の事由により、(b) の借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
 - (d) (a) の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

l 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限(信託約款第 30 条)

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

m 外国為替予約の指図および範囲(信託約款第 31 条)

(a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

(b) (a) の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額の差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産(マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。)の為替変動リスクを回避するためにする為替予約の指図についてはこの限りではありません。

(c) (b) の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

n 資金の借入れ(信託約款第 38 条)

(a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用および運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

(b) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の 10%をこえないこととします。

(c) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(d) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

o デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

p 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

②「投資信託及び投資法人に関する法律」における投資制限

同一の法人の発行する株式(投資信託及び投資法人に関する法律第 9 条)

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型

投資信託につき投資信託財産として有する当該株式の総数が当該株式の発行済総数に 100 分の 50 の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

[参考] 「NN インドネシア株式マザーファンド」の投資方針

(1) 基本方針

主にインドネシアの株式に投資し、信託財産の成長を目指して積極的な運用を行います。

(2) 運用方針

① 投資対象

インドネシアの企業の株式(預託証券(DR)を含みます。)を主要投資対象とします。

② 投資態度

a 株式への投資にあたっては、成長性、収益性、安定性、流動性等を総合的に勘案して投資銘柄を選択します。また、トップダウン・アプローチによる業種別配分を加味し、ポートフォリオを構築します。

b 株式(預託証券(DR)を含みます。)への投資比率は、高位を維持することを基本とします。ただし、現地市場が休場の場合や市況動向によっては、一時的に株式組入比率を引下げることがあります。

c 外貨建資産については原則として為替ヘッジを行いません。

d ライオン・グローバル・インベスターズ・リミテッドに運用の指図に関する権限の一部または全部を委託します。

e ジャカルタ総合指数を参考指数とします。なお、当マザーファンドは参考指数への連動や参考指数を上回ることを目標とするファンドではありません。

f 資金動向、市況動向によっては、上記のような運用を行わない場合があります。

(3) 投資制限

a 株式への投資割合には制限を設けません。

b 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

c 投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。

d 同一銘柄の株式への組入割合は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。

e 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への組入割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。

f 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものへの組入割合は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。

g デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

h 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3【投資リスク】

(1) ファンドのリスク

当ファンドは、外貨建株式など値動きのある証券に投資し、為替ヘッジを行いませんので、基準価額は変動します。したがって投資元本が保証されているものではなく、これを割込むこともあります。当ファンドの投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。また当ファンドは、預金保険機構あるいは保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行等の登録金融機関で当ファンドを購入された場合、投資者保護基金の保護の対象ではありません。当ファンドの受益権の取得申込者は、当ファンドに係るリスク(以下の記載は当ファンドに係るすべてのリスクを網羅しているわけではありません。)を十分に認識していただきますよう、お願いいたします。なお、投資信託は預貯金とは異なります。

a 価格変動リスク

株式等は企業の業績、経済・政治動向、需給関係、その他の要因によりその価格が変動します。

b 信用リスク

株式等の発行体企業の倒産または財務状況の悪化等により、当該企業の株式の価格は大きく値下がりし、または全く価値のないものになる可能性があります。

c 為替変動リスク

当ファンドは、主として外貨建資産に実質的に投資を行いますので、為替変動リスクがあります。当ファンドは為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を直接的に受け、投資している通貨に対し円高になることが当ファンドの基準価額の下落要因となります。

d カントリーリスク

一般に株式等への投資は、その国の政治・経済動向、通貨規制、資本規制、税制等の要因によって影響を受けます。そのため、投資対象株式等の発行国・地域の政治、経済、社会情勢等の変化により、金融・資本市場が混乱し、資産価値が大きく変動することがあります。また、エマージング・マーケット(新興国市場)は、一般的に先進諸国の市場に比べ、市場規模が小さく流動性が低いことなどから、前記各リスクが大きくなる傾向があります。また、情報開示制度や決済システム等が十分でない場合があることから、正確な情報に基づいた投資判断ができない可能性もあります。これらにより、当ファンドの基準価額が影響を受け、損失を被ることがあります。

e 流動性リスク

株式等の有価証券を売買する場合、その相手方が存在しなければ取引が成立しません。特に、売買しようとする株式等の流通量が少ない場合等には、当ファンドが最適と考えるタイミング・価格で売買できない可能性があります。この場合、享受できるべき値上がり益が少なくなったり、または、被る損失が増加したりする可能性があります。

f 解約資金の流出に伴うリスク

大量の解約資金を手当てするために保有する株式等を売却する場合、当ファンドの基準価額に影響を与える場合があります。さらに、当ファンドはファミリーファンド方式による運用のため、マザーファンドの受益証券に投資する他のファンドの資金動向によっても当ファンドの基準価額に影響を受けることがあります。また、売却した株式等の売却代金回収までの期間、一時的に当ファンドで資金借入れを行うことにより当ファンドの解約金の支払いに対応する場合があります、その場合の借入金利は当ファンドが負担することになります。

g 換金性が制限されるリスク

通常と異なる状況において、ご換金に制限を設けることがあります。投資対象国の政治・経済情勢の変化等による取引所における取引の停止、為替取引の停止、海外送金の制限、その他やむを得ない事情があるときは、ご換金の申込みの受け付けを中止することがあります。

h 投資対象に係る留意点

当ファンドは、特定の国・地域に絞った銘柄選定を行い、ポートフォリオを構築しますので、価格変動リスク、信用リスク、為替変動リスク、流動性リスクが相対的に大きくなる傾向にあり、当ファンドの基準価額の動きが大きくなる場合があります。

i その他の留意点

- 受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部またはすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。また、分配金はファンドの純資産から支払われるため、分配金支払いに伴う純資産の減少により基準価額が下落する要因となります。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

(2) リスク管理体制

委託会社の投資リスクの管理体制は以下の通りです。法令・規則の変更等への対応につきましては、適宜適切に対応しております。

① 日常のリスク管理

投資に関するリスクは、運用部門およびリスク管理部門等によってモニターされております。売買執行の管理については、売買執行をファンドマネージャーとは原則として別のトレーダーが行い、相互牽制機能を働かせています。また、日々、コンプライアンス部門が売買の内容等をチェックし、その内容について適正かどうかの管理がなされております。ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングは運用部門およびリスク管理部門等が実施していません。

② 考査会議(月次)

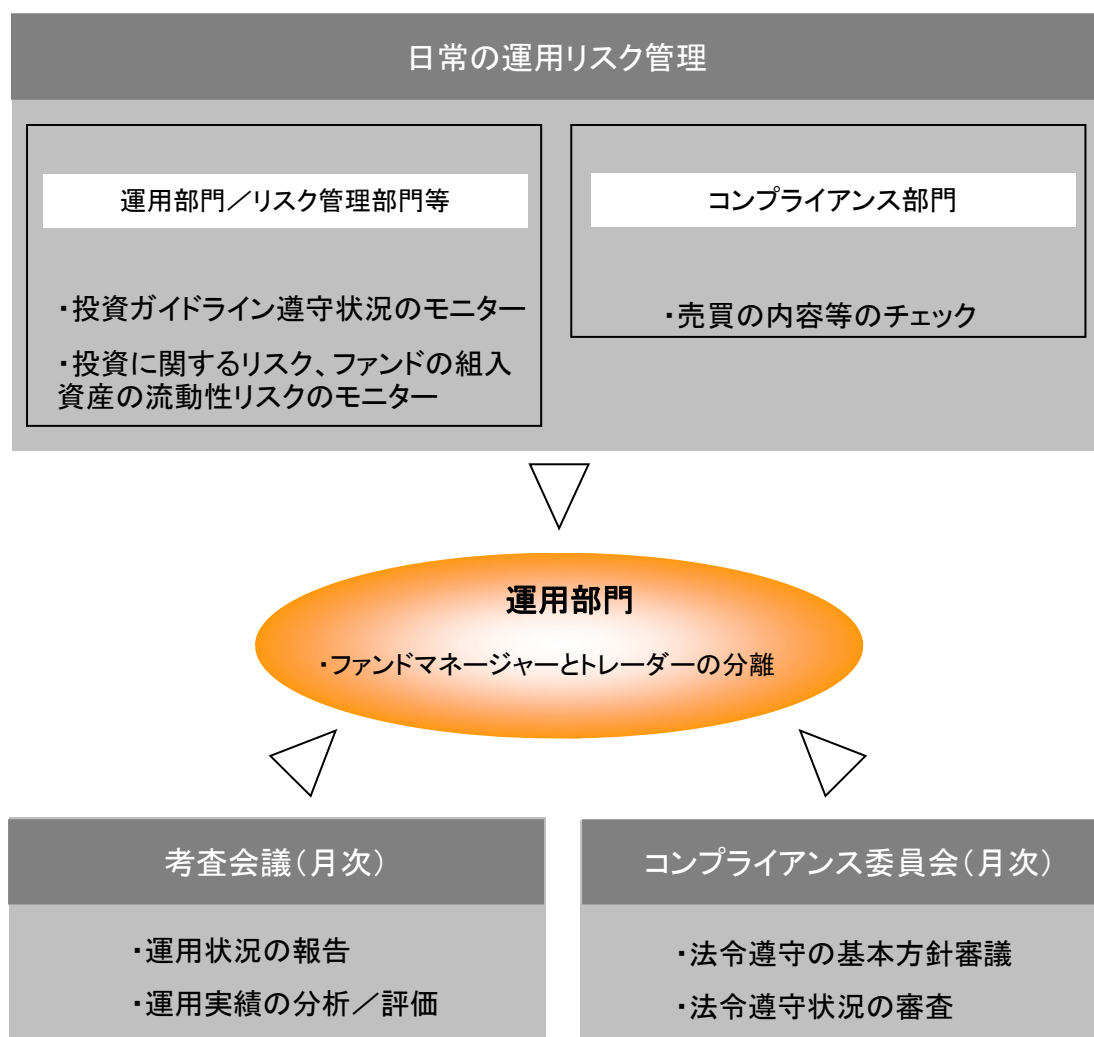
ファンドの信託財産に関し、運用状況の報告、運用実績の分析および評価について考査します。

③ コンプライアンス委員会(月次)

会社全般の法令遵守および業務リスク管理に関する基本方針を審議、決定すると共に、法令遵守状況や業務リスクの状況を審査します。

種類	管理の頻度	管理方法
売買	日次	コンプライアンス部門が売買の内容等をチェック
投資ガイドライン 投資に関するリスク、ファンド の組入資産の流動性リスク	日次	運用部門およびリスク管理部門等によりモニター
考査会議	月次	運用状況報告および運用実績の分析・評価
コンプライアンス委員会	月次	法令遵守・業務リスク状況の審査
法令・規則の変更等	適宜	コンプライアンス部門が関係者に連絡し、電子メール等により周知、また必要に応じ説明会を開催

<ファンドのリスク管理体制>

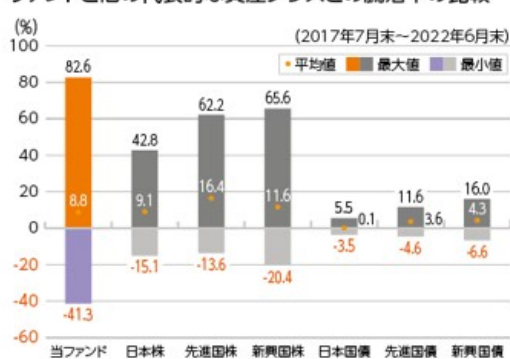


参考情報

ファンドの年間騰落率と分配金再投資基準価額の推移



ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



左グラフは2017年7月から2022年6月の各月末におけるファンドの直近1年間の騰落率および分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。
右グラフは同期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。

※ファンドの分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したとみなして計算しており、実際の基準価額とは異なります。分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。ファンドの騰落率は、分配金再投資基準価額をもとに計算しており、実際の基準価額をもとに計算したものとは異なります。右グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものであり、すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

〈代表的な各資産クラスの指数〉

日本株…Morningstar 日本株式指数

日本国債…Morningstar 日本国債指数

先進国株…Morningstar 先進国株式指数(除く日本)

先進国債…Morningstar グローバル国債指数(除く日本)

新興国株…Morningstar 新興国株式指数

新興国債…Morningstar 新興国ソブリン債指数

※全て税引前の利子・配当込みの指数値を使用しています。海外資産の指数については、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースの指数値を使用しています。

〈各指数の概要〉

日本株：Morningstar 日本株式指数は、Morningstar, Inc.が発表している株価指数で、日本に上場する株式で構成されています。

先進国株：Morningstar 先進国株式(除く日本)指数は、Morningstar, Inc.が発表している株価指数で、日本を除く世界の先進国に上場する株式で構成されています。

新興国株：Morningstar 新興国株式指数は、Morningstar, Inc.が発表している株価指数で、世界の新興国に上場する株式で構成されています。

日本国債：Morningstar 日本国債指数は、Morningstar, Inc.が発表している債券指数で、日本の国債で構成されています。

先進国債：Morningstar グローバル国債(除く日本)指数は、Morningstar, Inc.が発表している債券指数で、日本を除く主要先進国の政府や政府系機関により発行された債券で構成されています。

新興国債：Morningstar 新興国ソブリン債指数は、Morningstar, Inc.が発表している債券指数で、エマージング諸国の政府や政府系機関により発行された米ドル建て債券で構成されています。

〈重要事項〉

当ファンドは、Morningstar, Inc.、又はイボットソン・アンシエイツ・ジャパン株式会社を含むMorningstar, Inc.が支配する会社(これらの法人全てを総称して「Morningstarグループ」と言います)が組成、推薦、販売または宣伝するものではありません。Morningstarグループは、投資信託への一般的な投資の当否、特に当ファンドに投資することの当否、または当ファンドが投資対象とする市場の一般的な騰落率と連動するMorningstarのインデックス(以下「Morningstarインデックス」と言います)の能力について、当ファンドの受益者又は公衆に対し、明示又は黙示を問わず、いかなる表明保証も行いません。当ファンドとの関連においては、委託会社とMorningstarグループとの唯一の関係は、Morningstarのサービスマークおよびサービス名並びに特定のMorningstarインデックスの使用の許諾であり、Morningstarインデックスは、Morningstarグループが委託会社又は当ファンドとは無関係に判断、構成、算定しています。Morningstarグループは、Morningstarインデックスの判断、構成又は算定を行うにあたり、委託会社又は当ファンドの受益者のニーズを考慮する義務を負いません。Morningstarグループは、当ファンドの基準価額および設定金額あるいは当ファンドの設定あるいは販売の時期の決定、または当ファンドの解約時の基準価額算出式の決定あるいは計算について責任を負わず、また関与しておりません。Morningstarグループは、当ファンドの運営管理、マーケティング又は売買取引に関連していかなる義務も責任も負いません。

Morningstarグループは、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータの正確性および/又は完全性を保証せず、また、Morningstarグループは、その誤謬、脱漏、中断についていかなる責任も負いません。Morningstarグループは、委託会社、当ファンドの受益者又はユーザー、またはその他の人又は法人が、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータを使用して得る結果について、明示又は黙示を問わず、いかなる保証も行いません。Morningstarグループは、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータについて明示又は黙示の保証を行わず、また商品性あるいは特定目的又は使用への適合性に関する一切の保証を明確に否認します。上記のいずれも制限することなく、いかなる場合であれ、Morningstarグループは、特別損害、懲罰的損害、間接損害または結果損害(逸失利益を含む)について、例えこれらの損害の可能性を告知されていたとしても責任を負いません。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

①取得申込時の申込手数料は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、取得申込金額、取得申込代金*あるいは取得申込口数に応じて、3.85% (税抜き 3.5%) を上限とした販売会社が個別に定める率を乗じて得た額とします。申込手数料は、ファンドあるいは投資環境に関する情報提供等、ならびにファンドの購入に関する事務手続きの対価として販売会社が得る手数料です。

* 取得申込金額とは、1 口当たりの発行価格に取得申込口数を乗じて得た金額をいいます。取得申込金額には、申込手数料ならびに申込手数料に対する消費税および地方消費税 (以下「消費税等」といいます。) に相当する金額は、含まれません。また取得申込代金とは、取得申込者が申込みに際して支払う金額の総計をいい、申込手数料および申込手数料に対する消費税等に相当する金額が含まれます。

申込手数料については、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができます。

○お電話によるお問い合わせ先(委託会社)

電話番号 03-4567-0653 (営業日の 9:00~17:00)

②販売会社によっては、当該販売会社で前 3 ヶ月以内に支払いを受けた投資信託の償還金等、または追加型投資信託の信託終了の 1 年前以内等で当該販売会社が定める期間内において換金した代金をもって当ファンドの取得申込みをする場合には、販売会社が独自に定める手数料の優遇措置等が受けられる場合があります。

詳細は販売会社にお問い合わせください。

(2)【換金(解約)手数料】

換金(解約)手数料はありません。ただし、信託終了前のご換金の際に「信託財産留保額」をご負担いただきます。詳細は「第 2 管理及び運営」の「2 換金(解約)手続等」をご参照ください。「信託財産留保額」は換金を行う受益者と保有を継続する受益者との公平を図るためのもので、換金により発生する組入れ資産の売却等の費用を賄うために信託財産の一部としてファンド内に留保されます。

(3)【信託報酬等】

①信託報酬の総額は、日々、信託財産の純資産総額に年 1.87% (税抜き 1.7%) の率を乗じて得た額とします。信託報酬は、毎計算期末または信託終了の時、信託財産中から支弁するものとします。この場合、消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁の時に信託財産中から支弁します。

②信託報酬にかかる委託会社、販売会社、受託会社への配分は次の通りです。

項目	信託報酬の額
信託報酬の配分	委託会社 当該純資産総額に対し 年率 0.913% (税抜き 0.83%)
	販売会社 当該純資産総額に対し 年率 0.88% (税抜き 0.80%)
	受託会社 当該純資産総額に対し 年率 0.077% (税抜き 0.07%)

※信託報酬を対価とする役務の主な内容は下記の通りです。

委託会社: ファンドの運用、基準価額の算出、法定書類の作成等を行います。

販売会社: 購入後の情報提供、各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等を行います。

受託会社: 信託財産の管理や委託会社からの運用指図を実行します。

③上記②の販売会社への配分は、販売会社の行う業務に対する代行手数料であり、委託会社がいったん信託財産から収受した後、販売会社に支払われます。

④委託会社が受ける信託報酬には NN インドネシア株式マザーファンドの運用委託先への報酬(年率 0.415%以内)が含まれています。

(4)【その他の手数料等】

①組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託報酬および売買委託手数料に対する消費税等相当額、先物取引・オプション取引等に要する費用、外貨建資産保管に要する費用、その他信託事務の処理に要する費用、ファンドの借入金利息ならびに借入れの手続きにかかる費用は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

②信託財産に関する租税、信託事務に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

③信託財産の財務諸表の監査に要する費用(消費税等相当額を含みます。)は、当該計算期間を通じて日々、信託財産の純資産総額に一定の率を乗じて得た額、もしくは固定額を毎計算期末または信託終了のとき、当該消費税等相当額とともに信託財産中より支弁します。信託財産の財務諸表の監査に要する費用とは、監査法人に支払うファンドの監査に関する費用をいいます。

※ファンドの申込手数料、信託報酬等、その他の手数料等の合計額については、ご投資家の皆様
がファンドを保有する期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

(5)【課税上の取扱い】

①個人の受益者に対する課税

<収益分配金について>

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として 20.315% (所得税 15% 復興特別所得税 0.315% 地方税 5%) の税率による源泉徴収(原則として、確定申告は不要です。)が行われます。なお、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税(配当控除の適用はありません。)のいずれかを選択することもできます。収益分配金のうち課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金(特別分配金)は課税されません。外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。また、2038 年 1 月 1 日からは上記の 20.315% の税率は下記の内容に変更される予定です。

2038 年 1 月 1 日以降	20% (所得税 15% 地方税 5%)
------------------	----------------------

<一部解約金、償還金について>

一部解約時および償還時の差益(一部解約時および償還時の価額から取得費(税込申込手数料を含む)を控除した利益)については、譲渡所得とみなして 20.315% (所得税 15% 復興特別所得税 0.315% 地方税 5%) の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座(源泉徴収選択口座)を選択している場合は、20.315% (所得税 15% 復興特別所得税 0.315% 地方税 5%) の税率による源泉徴収(原則として、確定申告は不要です。)が行われます。また、2038 年 1 月 1 日からは上記の 20.315% の税率は下記の内容に変更される予定です。

2038年1月1日以降	20% (所得税 15% 地方税 5%)
-------------	----------------------

※少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

②法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、地方税の源泉徴収はなくなり、15.315% (所得税 15% 復興特別所得税 0.315%) の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金(特別分配金)は課税されません。外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。上記 15.315% の税率は 2038 年 1 月 1 日からは、下記の内容に変更される予定です。

2038年1月1日以降	15% (所得税 15%)
-------------	---------------

<注 1> 個別元本について

- ①追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。)が当該受益者の元本(個別元本)にあたります。
- ②受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- ③ただし、保護預りではない受益証券および記名式受益証券については各受益証券毎に、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については各販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合には当該支店等毎に、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで取得する場合にはコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。
- ④受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

<注 2> 収益分配金の課税について

- ①追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。
- ②受益者が収益分配金を受け取る際、イ. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、ロ. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、当該収益分配金から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。

<注3> 税制改正等について

税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

(令和4年6月30日現在)

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	2,135,668,714	100.1
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	△2,541,576	△0.1
合計(純資産総額)		2,133,127,138	100.0

注：投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

[参考]親投資信託の投資状況

NN インドネシア株式マザーファンド

(令和4年6月30日現在)

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	インドネシア	1,979,144,909	92.7
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	156,524,787	7.3
合計(純資産総額)		2,135,669,696	100.0

注：投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】(令和4年6月30日現在)

イ) 主要投資銘柄

銘柄	業種	数量 口	簿価単価 円	簿価金額 円	評価単価 円	評価金額 円	投資比率 %
NN インドネシア株式マザーファンド	—	571,278,813	3.8205	2,182,599,155	3.7384	2,135,668,714	100.1

注：投資比率は、純資産総額に対する銘柄の評価額の比率です。

ロ) 種類別投資比率

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	100.1
合計	100.1

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

[参考]親投資信託の投資状況

NN インドネシア株式マザーファンド

①投資有価証券の主要銘柄(令和4年6月30日現在)

イ)主要投資銘柄(組入上位30銘柄)

	種類	国名	銘柄名	通貨	業種	数量	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
1	株式	インドネシア	GOTO GOJEK TOKOPEDIA TBK PT	IDR	テクノロジー	53,523,200	2.63	140,830,244	3.59	192,041,242	9.0
2	株式	インドネシア	BANK RAKYAT INDONESIA	IDR	金融	3,731,015	39.08	145,814,036	38.46	143,479,913	6.7
3	株式	インドネシア	BANK CENTRAL ASIA PT	IDR	金融	1,995,200	67.60	134,878,712	66.93	133,538,736	6.3
4	株式	インドネシア	TELKOM INDONESIA PERSERO TBK PT	IDR	インフラ	3,320,900	38.36	127,403,008	37.17	123,431,211	5.8
5	株式	インドネシア	ASTRA INTERNATIONAL TBK PT	IDR	資本財	1,749,300	57.04	99,782,875	59.80	104,608,140	4.9
6	株式	インドネシア	BANK MANDIRI TBK	IDR	金融	1,417,708	69.31	98,265,311	73.14	103,691,163	4.9
7	株式	インドネシア	BANK JAGO TBK PT	IDR	金融	732,000	71.71	52,489,855	86.48	63,303,360	3.0
8	株式	インドネシア	UNITED TRACTORS TBK PT	IDR	資本財	205,163	220.59	45,257,603	262.43	53,840,926	2.5
9	株式	インドネシア	SUMBER ALFARIA TRIJAYA TBK	IDR	生活必需品	2,637,300	15.50	40,885,394	18.31	48,283,688	2.3
10	株式	インドネシア	INDOFOOD SUKSES MAK TBK PT	IDR	生活必需品	677,900	59.76	40,509,206	65.32	44,280,428	2.1
11	株式	インドネシア	MAYORA INDAH PT	IDR	生活必需品	2,140,925	17.87	38,260,618	19.60	41,953,566	2.0
12	株式	インドネシア	ADI SARANA ARMADA TBK PT	IDR	運輸・物流	2,290,400	19.82	45,399,600	16.84	38,561,174	1.8
13	株式	インドネシア	INDOFOOD CBP SUKSES MAKMUR	IDR	生活必需品	413,000	80.50	33,246,500	86.94	35,906,220	1.7
14	株式	インドネシア	BANK NEGARA INDONESIA PT	IDR	金融	467,666	64.14	29,997,220	73.83	34,527,781	1.6
15	株式	インドネシア	ANEKA GAS INDUSTRI TBK PT	IDR	素材	1,788,400	21.58	38,600,820	19.14	34,222,822	1.6
16	株式	インドネシア	MERDEKA COPPER GOLD TBK PT	IDR	素材	928,259	33.40	31,000,138	36.25	33,647,532	1.6
17	株式	インドネシア	INDOCEMENT TUNGGAL PRAKARSA	IDR	素材	376,100	105.50	39,678,798	87.40	32,871,140	1.5
18	株式	インドネシア	SEMEN INDONESIA PERSERO TBK	IDR	素材	440,900	74.75	32,957,275	67.16	29,610,844	1.4
19	株式	インドネシア	CISARUA MOUNTAIN DAIRY PT TB	IDR	生活必需品	753,600	31.68	23,870,732	38.55	29,049,773	1.4
20	株式	インドネシア	MAP AKTIF ADIPERKASA PT	IDR	一般消費財	960,300	23.00	22,086,900	28.70	27,564,451	1.3
21	株式	インドネシア	ASHMORE ASSET MANAGEMENT INDONESIA	IDR	金融	1,906,800	18.35	34,997,407	13.06	24,910,435	1.2
22	株式	インドネシア	BUKALAPAK.COM PT TBK	IDR	テクノロジー	10,086,500	3.49	35,237,081	2.43	24,498,091	1.1
23	株式	インドネシア	JASA MARGA (PERSERO) TBK PT	IDR	インフラ	732,176	34.10	24,963,687	33.30	24,384,390	1.1
24	株式	インドネシア	KALBE FARMA PT	IDR	ヘルスケア	1,545,500	14.54	22,465,388	15.55	24,029,434	1.1
25	株式	インドネシア	AKR CORPORINDO TBK PT	IDR	エネルギー	2,320,500	8.76	20,338,596	9.52	22,095,801	1.0
26	株式	インドネシア	UNILEVER INDONESIA TBK PT	IDR	生活必需品	486,100	35.22	17,119,275	45.45	22,092,273	1.0
27	株式	インドネシア	SARANA MENARA NUSANTARA PT	IDR	インフラ	2,076,200	10.67	22,157,206	9.57	19,865,082	0.9
28	株式	インドネシア	SMARTFREN TELECOM TBK PT	IDR	インフラ	24,282,500	0.79	19,212,314	0.81	19,659,112	0.9
29	株式	インドネシア	ELANG MAHKOTA TEKNOLOGI TBK	IDR	テクノロジー	1,258,100	19.30	24,283,343	15.32	19,271,576	0.9
30	株式	インドネシア	WINTERMAR OFFSHORE MARINE	IDR	エネルギー	11,097,300	1.71	18,972,211	1.73	19,193,890	0.9

注：投資比率は、純資産総額に対する各銘柄の評価額の比率です。

ロ) 種類別および業種別の投資比率

種類	国内／外国	業種	投資比率 (%)
株式	外国	金融	25.5
		生活必需品	13.3
		テクノロジー	13.0
		インフラ	11.9
		素材	9.1
		資本財	7.8
		エネルギー	3.5
		一般消費財	2.8
		ヘルスケア	2.6
		運輸・物流	2.1
		不動産	1.2
		合計	

②投資不動産物件

該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

期別	純資産総額 (百万円)		1口当たり純資産額 (円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第6計算期間末 (平成24年12月7日)	4,177	4,417	1.2221	1.2921
第7計算期間末 (平成25年6月7日)	4,170	4,756	1.4211	1.6211
第8計算期間末 (平成25年12月9日)	3,156	3,156	1.0416	1.0416
第9計算期間末 (平成26年6月9日)	2,938	3,220	1.1469	1.2569
第10計算期間末 (平成26年12月8日)	3,225	3,526	1.2863	1.4063
第11計算期間末 (平成27年6月8日)	3,384	3,384	1.2339	1.2339
第12計算期間末 (平成27年12月7日)	2,672	2,672	1.0595	1.0595
第13計算期間末 (平成28年6月7日)	2,483	2,483	1.0483	1.0483
第14計算期間末 (平成28年12月7日)	2,517	2,607	1.1156	1.1556
第15計算期間末 (平成29年6月7日)	2,529	2,573	1.1407	1.1607
第16計算期間末 (平成29年12月7日)	2,458	2,521	1.1638	1.1938
第17計算期間末 (平成30年6月7日)	2,320	2,320	1.1237	1.1237
第18計算期間末 (平成30年12月7日)	2,249	2,249	1.1148	1.1148
第19計算期間末 (令和1年6月7日)	2,154	2,154	1.1110	1.1110
第20計算期間末 (令和1年12月9日)	2,164	2,164	1.1571	1.1571
第21計算期間末 (令和2年6月8日)	1,589	1,589	0.9333	0.9333
第22計算期間末 (令和2年12月7日)	1,831	1,831	1.1080	1.1080
第23計算期間末 (令和3年6月7日)	1,700	1,741	1.2385	1.2685
第24計算期間末 (令和3年12月7日)	1,672	1,736	1.2984	1.3484
第25計算期間末 (令和4年6月7日)	2,091	2,231	1.4934	1.5934
令和3年6月末日	1,642	—	1.1882	—
7月末日	1,644	—	1.2098	—
8月末日	1,710	—	1.2404	—
9月末日	1,750	—	1.2752	—
10月末日	1,950	—	1.3983	—
11月末日	1,883	—	1.3847	—
12月末日	1,825	—	1.3280	—
令和4年1月末日	1,830	—	1.3017	—
2月末日	1,762	—	1.3262	—
3月末日	1,947	—	1.4591	—
4月末日	2,140	—	1.5668	—
5月末日	2,107	—	1.5185	—
6月末日	2,133	—	1.4595	—

注：直近20計算期間について記載しています。

②【分配の推移】

期	計算期間	1 万口当たりの分配金 (円)
第 6 期	平成 24 年 6 月 8 日～平成 24 年 12 月 7 日	700
第 7 期	平成 24 年 12 月 8 日～平成 25 年 6 月 7 日	2,000
第 8 期	平成 25 年 6 月 8 日～平成 25 年 12 月 9 日	0
第 9 期	平成 25 年 12 月 10 日～平成 26 年 6 月 9 日	1,100
第 10 期	平成 26 年 6 月 10 日～平成 26 年 12 月 8 日	1,200
第 11 期	平成 26 年 12 月 9 日～平成 27 年 6 月 8 日	0
第 12 期	平成 27 年 6 月 9 日～平成 27 年 12 月 7 日	0
第 13 期	平成 27 年 12 月 8 日～平成 28 年 6 月 7 日	0
第 14 期	平成 28 年 6 月 8 日～平成 28 年 12 月 7 日	400
第 15 期	平成 28 年 12 月 8 日～平成 29 年 6 月 7 日	200
第 16 期	平成 29 年 6 月 8 日～平成 29 年 12 月 7 日	300
第 17 期	平成 29 年 12 月 8 日～平成 30 年 6 月 7 日	0
第 18 期	平成 30 年 6 月 8 日～平成 30 年 12 月 7 日	0
第 19 期	平成 30 年 12 月 8 日～令和 1 年 6 月 7 日	0
第 20 期	令和 1 年 6 月 8 日～令和 1 年 12 月 9 日	0
第 21 期	令和 1 年 12 月 10 日～令和 2 年 6 月 8 日	0
第 22 期	令和 2 年 6 月 9 日～令和 2 年 12 月 7 日	0
第 23 期	令和 2 年 12 月 8 日～令和 3 年 6 月 7 日	300
第 24 期	令和 3 年 6 月 8 日～令和 3 年 12 月 7 日	500
第 25 期	令和 3 年 12 月 8 日～令和 4 年 6 月 7 日	1,000

注：直近 20 計算期間について記載しています。

③【収益率の推移】

期	計算期間	収益率 (%)
第 6 期	平成 24 年 6 月 8 日～平成 24 年 12 月 7 日	12.5
第 7 期	平成 24 年 12 月 8 日～平成 25 年 6 月 7 日	32.6
第 8 期	平成 25 年 6 月 8 日～平成 25 年 12 月 9 日	△26.7
第 9 期	平成 25 年 12 月 10 日～平成 26 年 6 月 9 日	20.7
第 10 期	平成 26 年 6 月 10 日～平成 26 年 12 月 8 日	22.6
第 11 期	平成 26 年 12 月 9 日～平成 27 年 6 月 8 日	△4.1
第 12 期	平成 27 年 6 月 9 日～平成 27 年 12 月 7 日	△14.1
第 13 期	平成 27 年 12 月 8 日～平成 28 年 6 月 7 日	△1.1
第 14 期	平成 28 年 6 月 8 日～平成 28 年 12 月 7 日	10.2
第 15 期	平成 28 年 12 月 8 日～平成 29 年 6 月 7 日	4.0
第 16 期	平成 29 年 6 月 8 日～平成 29 年 12 月 7 日	4.7
第 17 期	平成 29 年 12 月 8 日～平成 30 年 6 月 7 日	△3.4
第 18 期	平成 30 年 6 月 8 日～平成 30 年 12 月 7 日	△0.8
第 19 期	平成 30 年 12 月 8 日～令和 1 年 6 月 7 日	△0.3
第 20 期	令和 1 年 6 月 8 日～令和 1 年 12 月 9 日	4.1
第 21 期	令和 1 年 12 月 10 日～令和 2 年 6 月 8 日	△19.3
第 22 期	令和 2 年 6 月 9 日～令和 2 年 12 月 7 日	18.7
第 23 期	令和 2 年 12 月 8 日～令和 3 年 6 月 7 日	14.5
第 24 期	令和 3 年 6 月 8 日～令和 3 年 12 月 7 日	8.9
第 25 期	令和 3 年 12 月 8 日～令和 4 年 6 月 7 日	22.7

注：各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に 100 を乗じた数です。

注：直近 20 計算期間について記載しています。

(4)【設定及び解約の実績】

期	計算期間	設定口数 (口)	解約口数 (口)
第6期	平成24年6月8日～平成24年12月7日	877,579,352	1,300,363,914
第7期	平成24年12月8日～平成25年6月7日	1,400,557,934	1,884,793,910
第8期	平成25年6月8日～平成25年12月9日	1,129,966,554	1,033,943,488
第9期	平成25年12月10日～平成26年6月9日	479,389,443	947,704,507
第10期	平成26年6月10日～平成26年12月8日	601,913,661	656,157,212
第11期	平成26年12月9日～平成27年6月8日	693,768,475	458,708,125
第12期	平成27年6月9日～平成27年12月7日	173,946,102	394,699,788
第13期	平成27年12月8日～平成28年6月7日	86,670,616	240,014,864
第14期	平成28年6月8日～平成28年12月7日	63,890,189	176,290,399
第15期	平成28年12月8日～平成29年6月7日	207,503,412	246,431,816
第16期	平成29年6月8日～平成29年12月7日	160,655,386	266,065,649
第17期	平成29年12月8日～平成30年6月7日	195,238,087	242,198,513
第18期	平成30年6月8日～平成30年12月7日	120,181,218	167,273,286
第19期	平成30年12月8日～令和1年6月7日	112,296,912	191,155,904
第20期	令和1年6月8日～令和1年12月9日	102,158,352	170,836,858
第21期	令和1年12月10日～令和2年6月8日	210,396,315	378,164,290
第22期	令和2年6月9日～令和2年12月7日	200,489,063	249,950,745
第23期	令和2年12月8日～令和3年6月7日	199,933,323	480,344,252
第24期	令和3年6月8日～令和3年12月7日	254,450,404	339,422,923
第25期	令和3年12月8日～令和4年6月7日	379,345,215	266,538,747

注：直近20計算期間について記載しています。

基準価額・純資産の推移



※分配金再投資基準価額、基準価額は1万口当たり、信託報酬控除後です。
 ※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を分配時に再投資したとみなして計算したものです。

基準価額	14,595円
純資産総額	21.3億円

分配の推移

決算期	分配金
2020年6月	0円
2020年12月	0円
2021年6月	300円
2021年12月	500円
2022年6月	1,000円
設定来累計	10,000円

※分配金は1万口当たり、税引前です。

主要な資産の状況 (NNインドネシア株式マザーファンド)

資産別投資割合

資産の種類	比率
インドネシア株式	92.7%
現金等	7.3%
合計	100.0%

※比率は純資産総額に対する割合です。

組入上位10銘柄

順位	銘柄名	業種	比率
1	ゴートゥー	テクノロジー	9.0%
2	バンク・ラクヤット・インドネシア	金融	6.7%
3	バンク・セントラル・アジア	金融	6.3%
4	テレコムニカシ・インドネシア	インフラ	5.8%
5	アストラ・インターナショナル	資本財	4.9%
6	バンク・マンディリ	金融	4.9%
7	バンク・ジャゴ	金融	3.0%
8	ユナイテッド・トラクターズ	資本財	2.5%
9	スンブル・アルファリヤ・トリジャヤ	生活必需品	2.3%
10	インドフード・サクセス・マクムール	生活必需品	2.1%

年間収益率の推移



※2022年は6月末までの収益率です。

※収益率は税引前の分配金を再投資したとみなして計算しています。当ファンドにベンチマークはありません。

ファンドの運用実績は過去の実績であり、将来の運用成果を示唆・保証するものではありません。委託会社のホームページでファンドの運用状況を適宜開示しています。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行うものとします。

当ファンドには、収益分配金を税金を差引いた後に自動的に再投資する「自動けいぞく投資コース」と、収益の分配が行われるつど収益分配金を受取る「一般コース」があり、取扱い可能なコースは販売会社により異なる場合があります。「自動けいぞく投資コース」を利用する場合、取得申込者は、販売会社と別に定める自動けいぞく投資約款にしたがい契約を締結します。受益権の申込単位は販売会社が定める単位とします。

受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、申込手数料および当該申込手数料に対する消費税等に相当する金額を加算した価額とします。なお、「自動けいぞく投資コース」の収益分配金を再投資する場合の価額は、原則として、各計算期間終了日の基準価額とします(申込手数料はかかりません。)

販売会社および委託会社の営業日の午後3時までに受付けた取得の申込み(当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの)を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行われる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。また、インドネシア証券取引所の休場日、インドネシアの銀行の休業日、シンガポールの銀行の休業日においては、取得の申込みを受付けないものとします。

※取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

2【換金(解約)手続等】

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行を請求することにより換金(解約)することができます。換金単位は販売会社が定める単位とします。

販売会社および委託会社の営業日の午後3時までに受付けた換金の申込み(当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの)を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行われる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。また、インドネシア証券取引所の休場日、インドネシアの銀行の休業日、シンガポールの銀行の休業日においては、換金の申込みを受付けないものとします。

なお、信託財産の資金管理を円滑に行うために大口の解約請求に制限を設けさせて頂く場合があります。

一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額(基準価額の0.5%)を控除した額となります。

ファンドの基準価額については、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として計算日翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、委託会

社のホームページで、最新の基準価額をご覧になることもできます。

○お電話によるお問い合わせ先(委託会社)

電話番号 03-4567-0653 (営業日の 9:00~17:00)

○委託会社のホームページ

アドレス www.nnip.co.jp

解約代金の支払いは原則として解約の請求受付日から起算して 6 営業日目から販売会社で支払われます。

委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の解約の受付を中止することがあります。

※換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における発行済受益権総口数で除した 1 口当たりの純資産価額をいいます。ただし、便宜上 1 万口あたりに換算した価額で表示されることがあります。

純資産総額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。この場合、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

基準価額は、原則として、委託会社の営業日(土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に定める休日ならびに 12 月 31 日、1 月 2 日、1 月 3 日以外の日とします。)に計算されます。

ファンドの基準価額については、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として計算日翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、委託会社のホームページで、最新の基準価額をご覧になることもできます。

○お電話によるお問い合わせ先(委託会社)

電話番号 03-4567-0653 (営業日の 9:00~17:00)

○委託会社のホームページ

アドレス www.nnip.co.jp

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

ファンドの信託期間は原則として無期限です。ただし、後記(5)a により信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4)【計算期間】

ファンドの計算期間は、毎年6月8日から12月7日まで、および12月8日から翌年6月7日までとします。ただし、各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5)【その他】

a 信託の終了

- (a) 委託会社は、当ファンドの受益権の口数が10億口を下回った場合、もしくはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- (b) 委託会社は、前(a)の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、当ファンドの知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- (c) 前(b)の書面決議において、受益者(委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下当(c)において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- (d) 前(b)の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- (e) 前(b)から(d)までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、当ファンドのすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前(b)から(d)までの手続を行うことが困難な場合も同じとします。
- (f) 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- (g) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、「b 信託約款の変更」の手続きにおいて書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- (h) 受託会社はその任務を辞任する場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

b 信託約款の変更

- (a) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あ

らかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、信託約款は当「b 信託約款の変更」に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

(b) 委託会社は、前(a)の事項(変更については、その内容が重大なものに該当する場合に限り、併合の事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、当ファンドの知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

(c) 前(b)の書面決議において、受益者(委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下当(c)において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使用することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

(d) 前(b)の書面決議は議決権を行使用することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

(e) 書面決議の効力は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。

(f) 前(b)から前(e)までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案した場合において、当該提案につき、当ファンドのすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

(g) 前(a)から前(f)までの規定にかかわらず、当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(h) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更することがあります。この場合、前(a)から前(g)までの手続きを準用します。

c 反対受益者の受益権買取請求の不適用

当ファンドは、受益者が一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部を解約することにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または信託約款の重大な変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

d 運用報告書

委託会社は、計算期間の末日ごとおよび償還時に交付運用報告書および運用報告書(全体版)を作成し、交付運用報告書を信託財産にかかる知っている受益者に対して交付します。

e 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

f 関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結される受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約の期間は、契約締結日から1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月(または1ヵ月)前までに、委託会社および販売会社いずれからも何ら意思表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

(参考)

NN インドネシア株式マザーファンドの運用に関して、委託会社と投資顧問会社との間で締結された投資一任契約の有効期間は、無期限とします。ただし、委託会社または投資顧問会社他方の当事者に対し、90日前までに通知することにより契約を終了することができます。

4【受益者の権利等】

信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者とし、分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(1) 収益分配金の請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を口数に応じて委託会社に請求する権利を有します。ただし、「一般コース」の場合、収益分配金の請求権は、支払開始日から5年間その支払いを請求しなかったときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いします。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(2) 償還金の請求権

受益者は、償還金を持分に応じて委託会社に請求する権利を有します。償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から受益者に支払われます。償還金の請求権は、支払開始日から10年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(3) 受益権の換金(一部解約の実行)請求権

受益者は、受益権の一部解約の実行を請求することにより、委託会社に受益権の換金を請求することができます。

(4) 受益権均等分割

受益者は、自己に帰属する受益権の口数に応じて均等に当ファンドの受益権を保有します。

(5) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

また、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第25期計算期間(令和3年12月8日から令和4年6月7日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

令和4年9月2日

NNインベストメント・パートナーズ株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員
公認会計士 野 島 浩 一 郎

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているNNインドネシア株式ファンドの令和3年12月8日から令和4年6月7日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、NNインドネシア株式ファンドの令和4年6月7日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、NNインベストメント・パートナーズ株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び訂正有価証券届出書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

NNインベストメント・パートナーズ株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

1 【財務諸表】

【NNインドネシア株式ファンド】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第 24 期計算期間末 (令和 3 年 12 月 7 日現在)	第 25 期計算期間末 (令和 4 年 6 月 7 日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	87,765,348	163,015,011
親投資信託受益証券	1,672,138,242	2,091,717,358
流動資産合計	1,759,903,590	2,254,732,369
資産合計	1,759,903,590	2,254,732,369
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	64,393,431	140,067,510
未払解約金	6,710,236	5,121,429
未払受託者報酬	680,325	728,902
未払委託者報酬	15,841,811	16,972,963
その他未払費用	99,446	105,475
流動負債合計	87,725,249	162,996,279
負債合計	87,725,249	162,996,279
純資産の部		
元本等		
元本	1,287,868,639	1,400,675,107
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	384,309,702	691,060,983
(分配準備積立金)	177,252,916	380,161,972
元本等合計	1,672,178,341	2,091,736,090
純資産合計	1,672,178,341	2,091,736,090
負債純資産合計	1,759,903,590	2,254,732,369

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第 24 期計算期間		第 25 期計算期間	
	自 令和 3 年 6 月 8 日	至 令和 3 年 12 月 7 日	自 令和 3 年 12 月 8 日	至 令和 4 年 6 月 7 日
営業収益				
有価証券売買等損益		166,928,040		412,579,116
営業収益合計		166,928,040		412,579,116
営業費用				
受託者報酬		680,325		728,902
委託者報酬		15,841,811		16,972,963
その他費用		102,803		109,769
営業費用合計		16,624,939		17,811,634
営業利益又は営業損失 (△)		150,303,101		394,767,482
経常利益又は経常損失 (△)		150,303,101		394,767,482
当期純利益又は当期純損失 (△)		150,303,101		394,767,482
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 (△)		29,130,757		21,346,748
期首剰余金又は期首欠損金 (△)		327,455,259		384,309,702
剰余金増加額又は欠損金減少額		82,253,665		153,526,872
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		-		-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		82,253,665		153,526,872
剰余金減少額又は欠損金増加額		82,178,135		80,128,815
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		82,178,135		80,128,815
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		-		-
分配金		64,393,431		140,067,510
期末剰余金又は期末欠損金 (△)		384,309,702		691,060,983

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

第 24 期計算期間末 (令和 3 年 12 月 7 日現在)	第 25 期計算期間末 (令和 4 年 6 月 7 日現在)
1. 計算期間の末日における受益権の総数 1, 287, 868, 639 口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 1, 400, 675, 107 口
2. 計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額 1 口当たり純資産額 1. 2984 円 (10, 000 口当たり純資産額) (12, 984 円)	2. 計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額 1 口当たり純資産額 1. 4934 円 (10, 000 口当たり純資産額) (14, 934 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第 24 期計算期間 自 令和 3 年 6 月 8 日 至 令和 3 年 12 月 7 日	第 25 期計算期間 自 令和 3 年 12 月 8 日 至 令和 4 年 6 月 7 日																																																												
1. 当ファンドの主要投資対象である、NNインドネシア株式マザーファンドにおいて、信託財産の運用に係わる権限の全部または一部を委託する為に要する費用 支払金額 2, 928, 427 円	1. 当ファンドの主要投資対象である、NNインドネシア株式マザーファンドにおいて、信託財産の運用に係わる権限の全部または一部を委託する為に要する費用 支払金額 3, 141, 446 円																																																												
2. 分配金の計算過程	2. 分配金の計算過程																																																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>11, 570, 038 円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>109, 602, 306 円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>207, 056, 786 円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>120, 474, 003 円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td>E=A+B+C+D</td> <td>448, 703, 133 円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td>F</td> <td>1, 287, 868, 639 口</td> </tr> <tr> <td>10, 000 口当たり収益分配対象額</td> <td>G=E/F×10, 000</td> <td>3, 484 円</td> </tr> <tr> <td>10, 000 口当たり分配金額</td> <td>H</td> <td>500 円</td> </tr> <tr> <td>収益分配金金額</td> <td>I=F×H/10, 000</td> <td>64, 393, 431 円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	11, 570, 038 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	109, 602, 306 円	収益調整金額	C	207, 056, 786 円	分配準備積立金額	D	120, 474, 003 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	448, 703, 133 円	当ファンドの期末残存口数	F	1, 287, 868, 639 口	10, 000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10, 000	3, 484 円	10, 000 口当たり分配金額	H	500 円	収益分配金金額	I=F×H/10, 000	64, 393, 431 円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>20, 104, 192 円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>353, 316, 542 円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>310, 899, 011 円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>146, 808, 748 円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td>E=A+B+C+D</td> <td>831, 128, 493 円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td>F</td> <td>1, 400, 675, 107 口</td> </tr> <tr> <td>10, 000 口当たり収益分配対象額</td> <td>G=E/F×10, 000</td> <td>5, 933 円</td> </tr> <tr> <td>10, 000 口当たり分配金額</td> <td>H</td> <td>1, 000 円</td> </tr> <tr> <td>収益分配金金額</td> <td>I=F×H/10, 000</td> <td>140, 067, 510 円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	20, 104, 192 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	353, 316, 542 円	収益調整金額	C	310, 899, 011 円	分配準備積立金額	D	146, 808, 748 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	831, 128, 493 円	当ファンドの期末残存口数	F	1, 400, 675, 107 口	10, 000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10, 000	5, 933 円	10, 000 口当たり分配金額	H	1, 000 円	収益分配金金額	I=F×H/10, 000	140, 067, 510 円
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	11, 570, 038 円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	109, 602, 306 円																																																											
収益調整金額	C	207, 056, 786 円																																																											
分配準備積立金額	D	120, 474, 003 円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	448, 703, 133 円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	1, 287, 868, 639 口																																																											
10, 000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10, 000	3, 484 円																																																											
10, 000 口当たり分配金額	H	500 円																																																											
収益分配金金額	I=F×H/10, 000	64, 393, 431 円																																																											
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	20, 104, 192 円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	353, 316, 542 円																																																											
収益調整金額	C	310, 899, 011 円																																																											
分配準備積立金額	D	146, 808, 748 円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	831, 128, 493 円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	1, 400, 675, 107 口																																																											
10, 000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10, 000	5, 933 円																																																											
10, 000 口当たり分配金額	H	1, 000 円																																																											
収益分配金金額	I=F×H/10, 000	140, 067, 510 円																																																											

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

第 24 期計算期間 自 令和 3 年 6 月 8 日 至 令和 3 年 12 月 7 日	第 25 期計算期間 自 令和 3 年 12 月 8 日 至 令和 4 年 6 月 7 日
<p>1. 金融商品に対する取組方針</p> <p>当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、信託約款に従い、有価証券等の金融商品を主たる投資対象として運用することを目的としております。</p> <p>2. 金融商品の内容及びその他金融商品に係るリスク</p> <p>当ファンドは、有価証券、金銭信託、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務を保有しております。保有する有価証券の内容については、有価証券に関する注記に記載されております。これらは、価格変動リスク、為替変動リスク、信用リスク、流動性リスク等を有しております。</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>委託会社において、投資リスク管理に関する独立した委員会を設けており、当該委員会でパフォーマンスの分析及び投資リスクの管理を行っております。パフォーマンスの分析では、投資行動及び資金運用がポートフォリオのパフォーマンス実績に与えた影響を定期的に分析し、評価しております。また、投資リスクの管理においては、コンプライアンス部及びCIO（チーフ・インベストメント・オフィサー）が信託約款等の遵守状況、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等をモニターしており、委員会において報告されております。</p> <p>○市場リスクの管理</p> <p>価格変動リスク及び為替変動リスクについては、ファンド商品特性に照らしてポートフォリオにおけるリスクと想定されるリスクとを比較分析することによって管理しております。</p> <p>○信用リスク及び流動性リスクの管理</p> <p>格付やその他発行体及び取引先に関する情報を収集・分析のうえ、ファンドの商品特性に照らして組入銘柄の信用リスクを管理しております。また、市場流動性の状況を把握し、流動性リスクを管理しております。</p> <p>4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明</p> <p>金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>	<p>1. 金融商品に対する取組方針</p> <p>同左</p> <p>2. 金融商品の内容及びその他金融商品に係るリスク</p> <p>同左</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>同左</p> <p>4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明</p> <p>同左</p>

2. 金融商品の時価等に関する事項

第 24 期計算期間末 (令和 3 年 12 月 7 日現在)	第 25 期計算期間末 (令和 4 年 6 月 7 日現在)
<p>1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額</p> <p>当ファンドの保有する金融商品は原則としてすべて時価評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>2. 時価の算定方法</p> <p>○親投資信託受益証券</p> <p>(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しているため省略しております。</p> <p>○金銭信託、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務</p> <p>これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。</p>	<p>1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額</p> <p>同左</p> <p>2. 時価の算定方法</p> <p>同左</p>

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	第24期計算期間 自 令和3年6月8日 至 令和3年12月7日	第25期計算期間 自 令和3年12月8日 至 令和4年6月7日
	当計算期間の損益に含まれた評価差額	
親投資信託受益証券	139,606,490	377,624,808
合計	139,606,490	377,624,808

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第24期計算期間 自 令和3年6月8日 至 令和3年12月7日	第25期計算期間 自 令和3年12月8日 至 令和4年6月7日
該当事項はありません。	同左

(その他の注記)

元本の移動

第24期計算期間 自 令和3年6月8日 至 令和3年12月7日	第25期計算期間 自 令和3年12月8日 至 令和4年6月7日
期首元本額 1,372,841,158 円	期首元本額 1,287,868,639 円
期中追加設定元本額 254,450,404 円	期中追加設定元本額 379,345,215 円
期中一部解約元本額 339,422,923 円	期中一部解約元本額 266,538,747 円

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	口数	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	NNインドネシア株式マザーファンド	547,441,011	2,091,717,358	
合計		547,441,011	2,091,717,358	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは「NNインドネシア株式マザーファンド」の受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、同親投資信託の状況は次の通りです。

また、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

NNインドネシア株式マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

(令和4年6月7日現在)

資産の部	
流動資産	
預金	20,598,650
金銭信託	36,394,474
株式	2,033,276,798
未収配当金	1,456,390
流動資産合計	2,091,726,312
資産合計	2,091,726,312
負債の部	
流動負債	
その他未払費用	4,273
流動負債合計	4,273
負債合計	4,273
純資産の部	
元本等	
元本	547,441,011
剰余金	
剰余金又は欠損金(△)	1,544,281,028
元本等合計	2,091,722,039
純資産合計	2,091,722,039
負債純資産合計	2,091,726,312

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価格）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。
3. 収益及び費用の計上基準	(1) 受取配当金 原則として、配当落ち日において確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。なお、配当金額が未確定の場合は、入金日基準で計上しております。 (2) 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 (3) 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第 60 条および第 61 条に基づいて処理しております。

(貸借対照表に関する注記)

(令和 4 年 6 月 7 日現在)	
1. 計算期間の末日における受益権の総数	547,441,011 口
2. 計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額	
1 口当たり純資産額	3.8209 円
(10,000 口当たり純資産額)	(38,209 円)

(その他の注記)

(令和 4 年 6 月 7 日現在)	
子ファンドの期首	令和 3 年 12 月 8 日
期首元本額	541,320,247 円
対象期間中の追加設定元本額	110,688,443 円
対象期間中の一部解約元本額	104,567,679 円
期末元本額	547,441,011 円
令和 4 年 6 月 7 日現在の元本の内訳※	
NNインドネシア株式ファンド	547,441,011 円

※ 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表
(1) 株式

種類	通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
				単価	金額	
株式	インドネシア ピア	AKR CORPORINDO TBK PT	2,320,500	1,115.00	2,587,357,500.00	
		DELTA DUNIA PETROINDO TBK PT	3,588,400	450.00	1,614,780,000.00	
		MEDCO ENERGI INTERNASIONAL	693,240	615.00	426,342,600.00	
		UNITED TRACTORS TBK PT	169,663	32,175.00	5,458,907,025.00	
		WINTERMAR OFFSHORE MARINE	11,097,300	204.00	2,263,849,200.00	
		ANEKA GAS INDUSTRI TBK PT	1,788,400	2,280.00	4,077,552,000.00	
		ANEKA TAMBANG TBK PT	902,300	2,450.00	2,210,635,000.00	
		ARCHI INDONESIA TBK PT	648,510	380.00	246,433,800.00	
		BARITO PACIFIC TBK PT	5,278,000	830.00	4,380,740,000.00	
		INDAH KIAT PULP & PAPER PT	141,800	8,175.00	1,159,215,000.00	
		INDOCEMENT TUNGGAL PRAKARSA	293,500	9,900.00	2,905,650,000.00	
		MERDEKA COPPER GOLD TBK PT	928,259	5,300.00	4,919,772,700.00	
		PABRIK KERTAS TJIWI KIMIA PT	142,300	7,100.00	1,010,330,000.00	
		SEMEN INDONESIA PERSERO TBK	440,900	7,200.00	3,174,480,000.00	
		TIMAH TBK PT	273,400	1,925.00	526,295,000.00	
		VALE INDONESIA TBK	158,800	7,625.00	1,210,850,000.00	
		WASKITA BETON PRECAST TBK PT	2,084,800	0.00	0.00	
		ADHI KARYA PERSERO TBK PT	755,300	725.00	547,592,500.00	
		PEMBANGUNAN PERUMAHAN PERSERO TBK	591,108	925.00	546,774,900.00	
		SURYA PERTIWI TBK PT	1,355,100	575.00	779,182,500.00	
		WASKITA KARYA PERSERO TBK PT	1,007,827	570.00	574,461,390.00	
		WIJAYA KARYA PT	270,600	945.00	255,717,000.00	
		ADI SARANA ARMADA TBK PT	1,449,800	2,250.00	3,262,050,000.00	
		BLUE BIRD TBK PT	355,700	1,615.00	574,455,500.00	
		CARDIG AERO SERVICES TBK PT	671,100	436.00	292,599,600.00	
		JASA MARGA (PERSERO) TBK PT	732,176	3,900.00	2,855,486,400.00	
		ASTRA INTERNATIONAL TBK PT	1,749,300	7,225.00	12,638,692,500.00	
		ELANG MAHKOTA TEKNOLOGI TBK	1,778,600	1,770.00	3,148,122,000.00	
		MEDIA NUSANTARA CITRA TBK PT	163,000	965.00	157,295,000.00	
		SURYA CITRA MEDIA PT TBK	4,611,000	212.00	977,532,000.00	
ACE HARDWARE INDONESIA	2,839,000	980.00	2,782,220,000.00			

BUKALAPAK.COM PT TBK	10,086,500	284.00	2,864,566,000.00
GOTO GOJEK TOKOPEDIA TBK PT	61,013,600	330.00	20,134,488,000.00
MAP AKTIF ADIPERKASA PT	960,300	3,090.00	2,967,327,000.00
MITRA ADIPERKASA TBK PT	1,113,000	960.00	1,068,480,000.00
MULTIPOLAR TBK PT	4,669,600	174.00	812,510,400.00
RAMAYANA LESTARI SENTOSA PT	458,800	610.00	279,868,000.00
SUMBER ALFARIA TRIJAYA TBK P	1,402,000	1,820.00	2,551,640,000.00
ASTRA AGRO LESTARI TBK PT	53,877	11,800.00	635,748,600.00
CHAROEN POKPHAND INDONESIA PT	332,300	5,350.00	1,777,805,000.00
CISARUA MOUNTAIN DAIRY PT TB	753,600	3,940.00	2,969,184,000.00
DHARMA SATYA NUSANTARA PT	2,533,800	555.00	1,406,259,000.00
INDOFOOD CBP SUKSES MAKMUR T	413,000	8,650.00	3,572,450,000.00
INDOFOOD SUKSES MAK TBK PT	563,900	6,925.00	3,905,007,500.00
JAPFA COMFEED INDONESIA-TBK PT	378,900	1,495.00	566,455,500.00
MALINDO FEEDMILL TBK PT	214,200	625.00	133,875,000.00
MAYORA INDAH PT	1,211,425	1,690.00	2,047,308,250.00
MULTI BINTANG INDONESIA PT	129,500	10,500.00	1,359,750,000.00
PANCA MITRA MULTIPERDANA PT	1,296,200	414.00	536,626,800.00
PP LONDON SUMATRA INDONESIA PT	355,700	1,390.00	494,423,000.00
TUNAS BARU LAMPUNG TBK PT	108,600	795.00	86,337,000.00
INDUSTRI JAMU DAN FARMASI SIDO MUNCUL TB	493,310	990.00	488,376,900.00
UNILEVER INDONESIA TBK PT	486,100	4,770.00	2,318,697,000.00
MEDIKALOKA HERMINA TBK PT	1,140,600	1,375.00	1,568,325,000.00
MITRA KELUARGA KARYASEHAT TB	430,100	2,690.00	1,156,969,000.00
KALBE FARMA PT	1,545,500	1,640.00	2,534,620,000.00
BANK CENTRAL ASIA PT	1,995,200	7,450.00	14,864,240,000.00
BANK CIMB NIAGA TBK PT	463,800	1,040.00	482,352,000.00
BANK DANAMON INDONESIA TBK	193,200	2,530.00	488,796,000.00
BANK JAGO TBK PT	604,200	8,500.00	5,135,700,000.00
BANK MANDIRI TBK	1,417,708	8,150.00	11,554,320,200.00
BANK NEGARA INDONESIA PT	467,666	8,900.00	4,162,227,400.00
BANK PAN INDONESIA TBK PT	226,700	1,460.00	330,982,000.00
BANK RAKYAT INDONESIA	3,731,015	4,430.00	16,528,396,450.00
BANK TABUNGAN NEGARA TBK PT	341,100	1,685.00	574,753,500.00
PT BANK BTPN SYARIAH TBK	223,900	3,020.00	676,178,000.00
ASHMORE ASSET MANAGEMENT IND	1,906,800	1,525.00	2,907,870,000.00

	BFI FINANCE INDONESIA TBK PT	1,083,500	1,230.00	1,332,705,000.00	
	SARATOGA INVESTAMA SEDAYA TB	316,600	3,070.00	971,962,000.00	
	ALAM SUTERA REALTY TBK PT	798,000	184.00	146,832,000.00	
	BEKASI FAJAR INDUSTRIAL ESTATE TBK PT	2,832,800	124.00	351,267,200.00	
	BUMI SERPONG DAMAI PT	561,100	945.00	530,239,500.00	
	CIPUTRA DEVELOPMENT TBK PT	696,570	975.00	679,155,750.00	
	PAKUWON JATI TBK PT	1,750,500	515.00	901,507,500.00	
	PURADELTA LESTARI TBK PT	1,337,000	181.00	241,997,000.00	
	SUMMARECON AGUNG TBK PT	330,383	670.00	221,356,610.00	
	DIGITAL MEDIATAMA TBK PT	229,200	1,755.00	402,246,000.00	
	DISTRIBUSI VOUCHER NUSANTARA T	1,854,700	910.00	1,687,777,000.00	
	WIR ASIA TBK PT	2,700,000	810.00	2,187,000,000.00	
	ERAJAYA SWASEMBADA TBK PT	370,100	510.00	188,751,000.00	
	METRODATA ELECTRONIC PT	3,246,500	690.00	2,240,085,000.00	
	INDOSAT TBK PT	173,800	5,500.00	955,900,000.00	
	SARANA MENARA NUSANTARA PT	2,076,200	985.00	2,045,057,000.00	
	SMARTFREN TELECOM TBK PT	24,282,500	89.00	2,161,142,500.00	
	TELKOM INDONESIA PERSERO TBK PT	3,320,900	4,340.00	14,412,706,000.00	
	TOWER BERSAMA INFRASTRUCTURE	291,200	2,800.00	815,360,000.00	
	XL AXIATA TBK PT	440,400	2,570.00	1,131,828,000.00	
	CIKARANG LISTRINDO TBK PT	2,632,100	740.00	1,947,754,000.00	
	PERUSAHAAN GAS NEGARA PT	1,091,000	1,785.00	1,947,435,000.00	
小計	銘柄数：89	205,410,437		221,008,347,675.00	
				(2,033,276,798)	
	組入時価比率：97.21%			100.00%	
合計		205,410,437		2,033,276,798	
				(2,033,276,798)	

(注)通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注)小計・合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

(注)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】2022年6月30日

I 資産総額	2,140,351,686円
II 負債総額	7,224,548円
III 純資産総額 (I - II)	2,133,127,138円
IV 発行済口数	1,461,506,660口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	1.4595円
(1万口当たり純資産額)	(14,595円)

(参考)

「NN インドネシア株式マザーファンド」の純資産額計算書

I 資産総額	2,146,414,125円
II 負債総額	10,744,429円
III 純資産総額 (I - II)	2,135,669,696円
IV 発行済口数	571,278,813口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	3.7384円
(1万口当たり純資産額)	(37,384円)

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 投資信託受益証券の名義書換の事務等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者名簿

作成しません。

(3) 受益者に対する特典

ありません。

(4) 受益権の譲渡

- ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 前項の申請がある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関

等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口座の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

- ③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(6) 受益権の再分割

委託会社は、受益権の再分割を行いません。ただし、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(7) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に支払います。

(8) 質権口記載又は記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額(2022年6月末現在)

- ① 資本金の額: 4億8,000万円
- ② 会社が発行する株式総数: 19,980株
- ③ 発行済株式総数: 9,350株
- ④ 会社設立後の資本金の額の増減:

設立	1999年9月8日	資本金2億5,000万円
	2000年7月14日	資本金4億9,950万円に増資
	2001年4月27日	資本金8億3,500万円に増資
	2002年11月12日	資本金9億3,500万円に増資
	2007年5月2日	資本金4億8,000万円に減資

(2) 委託会社の機構

① 会社の意思決定機構

業務遂行上の重要な事項は取締役会の決議をもって決定します。

3名以上10名以内の取締役が、株主総会において選任されます。取締役の選任は、発行済株式数の過半数を有する株主が出席し、その株主の議決権の過半数の賛成をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

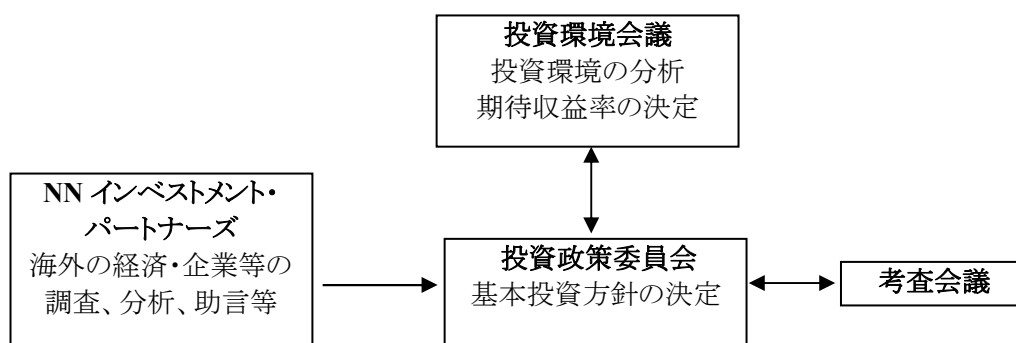
取締役の任期は、就任後2年以内の最初の決算期に関する株主総会の終結のときまでとし、補欠または増員により選任された取締役の任期は、前任者または現任者の残任期間と同一とします。

取締役会はその決議により、取締役の中から1名以上の代表取締役を選任します。また、取締役の中から取締役会長、取締役社長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役を選任することができます。

取締役会は、代表取締役が招集し、議長となります。代表取締役がこれを招集することができないときは、あらかじめ取締役会の決議により定められた順序にしたがい、他の取締役がこれにあたります。取締役会の招集通知は3日前までに発送します。また取締役および監査役的全員の同意があるときは、招集通知を省略し、またはこの招集期間を短縮することができます。

取締役会は、法令または定款に定める事項、その他当会社の重要な業務について決定します。取締役会の議決は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数の賛成により採択されます。なお、取締役の全員が、取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意し、監査役が異議を述べなかったときは、決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなします。

②運用体制



2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として投資運用業を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っています。

2022年6月末現在委託会社の運用する証券投資信託は次の通りです。ただし、親投資信託を除きます。

種類	本数	純資産総額(百万円)
追加株式投資信託	25	411,526
合計	25	411,526

3 【委託会社等の経理状況】

(1) 委託会社である NN インベストメント・パートナーズ株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 38 年大蔵省令第 59 号、以下「財務諸表等規則」という)ならびに同規則第 2 条の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成 19 年内閣府令第 52 号)に基づいて作成しております。

(2) 法令の規定に基づき、委託会社の財務諸表については有限責任 あずさ監査法人の監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2022年3月18日

NNインベストメント・パートナーズ株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 野島 浩一郎
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているNNインベストメント・パートナーズ株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの第23期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、NNインベストメント・パートナーズ株式会社の2021年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じ

て、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

(注) 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

(1) 【貸借対照表】

期別	第22期 (2020年12月31日)			第23期 (2021年12月31日)		
	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
(資産の部)	千円	千円	%	千円	千円	%
流動資産						
現金・預金		1,482,579			1,725,537	
立替金		1,518			573	
未収委託者報酬		65,772			60,081	
未収運用受託報酬		141,321			151,379	
未収投資助言報酬		3,824			6,154	
その他の未収収益		105,691			115,474	
前払費用		26,226			26,886	
流動資産計		1,826,934	87.1		2,086,086	89.2
固定資産						
有形固定資産 ※1		132,110			115,566	
建物附属設備	105,095			95,893		
器具備品	25,098			19,672		
リース資産	1,916			0		
無形固定資産		945			564	
ソフトウェア	945			564		
投資その他の資産		136,329			136,007	
長期差入保証金	79,212			74,831		
繰延税金資産	57,116			61,175		
固定資産計		269,386	12.9		252,138	10.8
資産合計		2,096,320	100.0		2,338,224	100.0

期別 科目	第22期 (2020年12月31日)			第23期 (2021年12月31日)		
	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
(負債の部)	千円	千円	%	千円	千円	%
流動負債						
未払手数料		4,050			4,366	
未払投資顧問料		77,790			92,899	
未払投資助言料		17,969			20,068	
未払金		30,215			23,219	
未払費用		12,866			13,445	
リース債務		2,305			—	
未払法人税等		63,710			163,248	
未払消費税等		26,221			46,292	
預り金		9,203			12,886	
賞与引当金		132,594			145,874	
役員賞与引当金		33,400			25,538	
流動負債計		410,326	19.6		547,840	23.4
固定負債						
賞与引当金		10,204			10,283	
役員賞与引当金		—			1,270	
退職給付引当金		620,795			652,087	
役員退職慰労引当金		10,107			21,193	
固定負債計		641,107	30.6		684,834	29.3
負債合計		1,051,434	50.2		1,232,675	52.7
科目	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
(純資産の部)	千円	千円	%	千円	千円	%
株主資本						
資本金		480,000	22.9		480,000	20.5
資本剰余金						
資本準備金	240,000			240,000		
資本剰余金計		240,000	11.4		240,000	10.3
利益剰余金						
その他利益剰余金						
繰越利益剰余金	324,886			385,549		
利益剰余金計		324,886	15.5		385,549	16.5
株主資本合計		1,044,886	49.8		1,105,549	47.3
純資産合計		1,044,886	49.8		1,105,549	47.3
負債純資産合計		2,096,320	100.0		2,338,224	100.0

(2) 【損益計算書】

	第22期 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)			第23期 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)		
	内訳	金額	百分比	内訳	金額	百分比
	千円	千円	%	千円	千円	%
営業収益						
委託者報酬	279,620			271,306		
運用受託報酬	1,460,224			1,548,585		
投資助言報酬	11,708			19,828		
その他営業収益	443,171			448,384		
営業収益計		2,194,725	100.0		2,288,105	100.0
営業費用						
支払手数料		46,041			47,235	
支払投資顧問料		292,405			346,004	
支払投資助言料		68,165			77,697	
調査費		127,242			113,650	
調査費	126,683			113,165		
図書費	559			485		
委託計算費		19,122			18,704	
業務委託費		2,816			2,751	
営業雑経費		20,470			21,725	
通信費	4,950			3,323		
印刷費	6,504			5,371		
協会費	4,038			4,061		
諸会費	1,101			840		
その他営業費用	3,875			8,129		
営業費用計		576,264	26.3		627,770	27.4
一般管理費						
給料		735,609			680,649	
役員報酬	60,717			59,900		
給料・手当	483,506			435,065		
賞与	3,201			7,775		
賞与引当金繰入額	134,363			145,953		
役員賞与	20,420			5,144		
役員賞与引当金繰入額	33,400			26,809		
福利厚生費		109,490			96,316	
交際費		1,234			661	
旅費交通費		4,266			696	
租税公課		22,960			25,964	
不動産賃借料		75,960			82,534	
退職給付費用		39,716			31,291	

	第22期 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)			第23期 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)		
	内訳	金額	百分比	内訳	金額	百分比
	千円	千円	%	千円	千円	%
役員退職慰労引当金繰入額		9,717			11,086	
固定資産減価償却費		31,203			19,276	
監査費用		15,252			16,199	
諸経費		78,889			90,837	
一般管理費計		1,124,302	51.2		1,055,514	46.1
営業利益		494,159	22.5		604,820	26.4
営業外収益						
受取利息	10			10		
受取配当金	137			112		
雑益	361			456		
営業外収益計		509	0.0		580	0.0
営業外費用						
支払利息	72			25		
為替換算差損	2,780			9,473		
雑損失	70			301		
営業外費用計		2,923	0.1		9,800	0.4
経常利益		491,745	22.4		595,599	26.0
特別損失						
固定資産除却損 ※1	15,059			—		
特別損失計		15,059	0.7		—	—
税引前当期純利益		476,686	21.7		595,599	26.0
法人税、住民税及び事業税		129,418	5.9		214,110	9.4
法人税等調整額		22,460	1.0		△4,058	△0.2
当期純利益		324,807	14.8		385,547	16.9

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	480,000	240,000	240,000	287,404	287,404	1,007,404	1,007,404
当期変動額							
剰余金の配当				△287,325	△287,325	△287,325	△287,325
当期純利益				324,807	324,807	324,807	324,807
当期変動額合計	—	—	—	37,481	37,481	37,481	37,481
当期末残高	480,000	240,000	240,000	324,886	324,886	1,044,886	1,044,886

当事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	480,000	240,000	240,000	324,886	324,886	1,044,886	1,044,886
当期変動額							
剰余金の配当				△324,884	△324,884	△324,884	△324,884
当期純利益				385,547	385,547	385,547	385,547
当期変動額合計	—	—	—	60,663	60,663	60,663	60,663
当期末残高	480,000	240,000	240,000	385,549	385,549	1,105,549	1,105,549

重要な会計方針

1. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

(イ) リース資産以外の有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備	8～18年
器具備品	4～15年

(ロ) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

(2) 無形固定資産

定額法により償却しております。なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。

2. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額の当期負担分を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額の当期負担分を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職金支給に充てるため、退職給付会計に関する実務指針に定める簡便法（退職金規程等にもとづく期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により計上しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

(1) 外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年12月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による影響はありません。

- ・「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日）
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日）
- ・「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）

(1) 概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（以下「時価算定会計基準等」という。）が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

- ・「金融商品に関する会計基準」における金融商品
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」におけるトレーディング目的で保有する棚卸資産

また「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改訂され、金融商品の時価のレベルごとの内訳等の注記事項が定められました。

(2) 適用予定日

2022年12月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による影響はありません。

注記事項

(貸借対照表関係)

第22期 (2020年12月31日現在)		第23期 (2021年12月31日現在)	
※1	有形固定資産の減価償却累計額	※1	有形固定資産の減価償却累計額
	建物附属設備 7,269千円		建物附属設備 16,470千円
	器具備品 25,365千円		器具備品 26,469千円
	リース資産 7,943千円		リース資産 9,860千円

(損益計算書関係)

第22期 自 2020年1月1日 至 2020年12月31日		第23期 自 2021年1月1日 至 2021年12月31日	
※1	固定資産除却損の内容は次のとおりであります。	—————	
	建物附属設備 2,316千円		
	器具備品 828千円		
	ソフトウェア 11,914千円		

(株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

第22期(自2020年1月1日至2020年12月31日)

株式の種類	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
普通株式	9,350	—	—	9,350

第23期(自2021年1月1日至2021年12月31日)

株式の種類	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
普通株式	9,350	—	—	9,350

2. 配当に関する事項

第22期(自2020年1月1日至2020年12月31日)

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額 (千円)	配当の 原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年 3月26日 株主総会	普通株式	287,325	利益剰余金	30,730.00	2019年12月31日	2020年3月27日

第23期(自2021年1月1日至2021年12月31日)

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額 (千円)	配当の 原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年 3月26日 株主総会	普通株式	324,884	利益剰余金	34,747.00	2020年12月31日	2021年3月29日

(リース取引関係)

1. 所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

① 有形固定資産

管理部が主管するコピー機であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「2. 固定資産の減価償却の方法」に記載の通りであります。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言・代理業、及び第二種金融商品取引業を行っており、手数料収入から生じる余資運用については短期的な預金等に限定しております。積極的な運用は行っていないため特に資金調達は行っておりません。またデリバティブ等の投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から支払われる委託者に対する報酬の未払い金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されていることから信用リスクはほとんどないものと認識しております。また営業債権である未収運用受託報酬とその他未収収益の基礎となる預かり資産は、受託銀行の固有財産と分別管理されており、未収運用受託報酬とその他未収収益は当該信託財産の負債項目に計上されていることから信用リスクはほとんどないものと認識しております。

国外拠点に対する外貨建ての債権債務に関しては、決済日から決済されるまで最長6ヶ月間の為替変動によるリスクに晒されております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

前事業年度末（2020年12月31日）

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	1,482,579	1,482,579	—
(2) 未収委託者報酬	65,772	65,772	—
(3) 未収運用受託報酬	141,321	141,321	—
(4) その他の未収収益	105,691	105,691	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬、ならびに(4) その他の未収収益これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

(注2) 長期差入保証金（貸借対照表計上額79,212千円）は市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超
(1) 現金・預金	1,482,579	—
(2) 未収委託者報酬	65,772	—
(3) 未収運用受託報酬	141,321	—
(4) その他の未収収益	105,691	—
合計	1,795,364	—

当事業年度末（2021年12月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	1,725,537	1,725,537	—
(2) 未収委託者報酬	60,081	60,081	—
(3) 未収運用受託報酬	151,379	151,379	—
(4) その他の未収収益	115,474	115,474	—

（注1）金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬、ならびに(4) その他の未収収益
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

（注2）長期差入保証金（貸借対照表計上額74,831千円）は市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

（注3）金銭債権の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超
(1) 現金・預金	1,725,537	—
(2) 未収委託者報酬	60,081	—
(3) 未収運用受託報酬	151,379	—
(4) その他の未収収益	115,474	—
合計	2,052,472	—

（退職給付関係）

前事業年度（自2020年1月1日 至2020年12月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は確定給付型の制度として、会社設立時より退職一時金制度を設けております。

なお、当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	631,771 千円
退職給付費用	39,716 千円
退職給付の支払額	50,692 千円
<u>退職給付引当金の期末残高</u>	<u>620,795 千円</u>

(2) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	39,716 千円
----------------	-----------

当事業年度（自2021年1月1日 至2021年12月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は確定給付型の制度として、会社設立時より退職一時金制度を設けております。

なお、当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	620,795 千円
退職給付費用	31,291 千円
退職給付の支払額	－ 千円
<u>退職給付引当金の期末残高</u>	<u>652,087 千円</u>

(2) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	31,291 千円
----------------	-----------

(税効果会計関係)

第22期 (2020年12月31日現在)	第23期 (2021年12月31日現在)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳
繰延税金資産	繰延税金資産
賞与引当金 43,725千円	賞与引当金 47,815千円
退職給付引当金 190,087	退職給付引当金 199,669
役員退職慰労引当金 3,094	役員退職慰労引当金 6,489
未払費用 3,939	未払費用 4,116
未払事業税 5,017	未払事業税 9,243
資産除去債務 992	資産除去債務 2,316
その他 7,970	その他 3,536
繰延税金資産小計 254,828	繰延税金資産小計 273,186
評価性引当額 <u>△197,711</u>	評価性引当額 <u>△212,011</u>
繰延税金資産合計 <u>57,116</u>	繰延税金資産合計 <u>61,175</u>
繰延税金資産の純額 <u>57,116</u>	繰延税金資産の純額 <u>61,175</u>
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主要な項目別内訳	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主要な項目別内訳
(%)	(%)
法定実効税率 30.6	法定実効税率 30.6
(調整)	(調整)
評価性引当額の増減 <u>△5.0</u>	評価性引当額の増減 2.4
交際費等永久に損金に算入されない項目 3.8	交際費等永久に損金に算入されない項目 2.1
住民税均等割 0.1	住民税均等割 0.1
前期確定申告差異 0.6	その他 <u>△0.0</u>
その他 1.6	税効果会計適用後の法人税等の負担率 <u>35.2</u>
税効果会計適用後の法人税等の負担率 <u>31.8</u>	

(資産除去債務関係)

第 22 期 (2020年12月31日現在)	第 23 期 (2021年12月31日現在)
記載すべき重要な事項はありません。	記載すべき重要な事項はありません。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

1. 商品及びサービスごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が当事業年度損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

前事業年度 (自2020年1月1日 至2020年12月31日)

(単位：千円)

日本	欧州	米州	合計
1,460,414	121,863	332,826	1,915,104

(注) 営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。

なお、委託者報酬279,620千円については、制度上、顧客情報を知りえないため、含まれておりません。

当事業年度 (自2021年1月1日 至2021年12月31日)

(単位：千円)

日本	欧州	米州	合計
1,548,837	170,671	297,290	2,016,798

(注) 営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。

なお、委託者報酬271,306千円については、制度上、顧客情報を知りえないため、含まれておりません。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が当事業年度貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

前事業年度（自2020年1月1日 至2020年12月31日）

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント
エヌエヌ生命保険株式会社	1,435,750	資産運用業
Voya Investment Management LLC	332,826	資産運用業

（注）委託者報酬については、制度上、顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

当事業年度（自2021年1月1日 至2021年12月31日）

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント
エヌエヌ生命保険株式会社	1,525,364	資産運用業
Voya Investment Management LLC	297,290	資産運用業

（注）委託者報酬については、制度上、顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

前事業年度 (自2020年1月1日 至2020年12月31日)

(ア) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容又 は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係		取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
同一の親会社を 持つ会社	NNインベストメン ト パートナーズ	オランダ、 ハーグ	193,385 ユーロ	投資顧 問業	なし	なし	運用 委託	業務受託 報酬の受 取	116,870	未収 入金	35,697
							運用 受託	業務委託 報酬の支 払	121,831	未払金	29,742
同一の親会社を 持つ会社	エヌエヌ生命保険 (株)	東京都 千代田区	324億円	保険業	なし	なし	投資 顧問	投資顧問 料の受取	1,435,750	未収 入金	134,100

(注) (1) 上記(ア)の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれておりま
す。

(2) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 投資顧問料の受取については当社との間で締結された投資顧問契約に記載された料率に基づいて計算してお
ります。
2. 業務受託に関する報酬の受取については当社との間で締結された業務委託契約に基づき計算しております。

当事業年度 (自2021年1月1日 至2021年12月31日)

(ア) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容又 は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係		取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
同一の親会社を 持つ会社	NNインベストメン ト パートナーズ	オランダ、 ハーグ	193,385 ユーロ	投資顧 問業	なし	なし	運用 委託	業務受託 報酬の受 取	170,671	未収 入金	47,293
							運用 受託	業務委託 報酬の支 払	114,225	未払金	27,524
同一の親会社を 持つ会社	エヌエヌ生命保険 (株)	東京都 千代田区	324億円	保険業	なし	なし	投資 顧問	投資顧問 料の受取	1,525,364	未収 入金	144,348

(注) (1) 上記(ア)の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれておりま
す。

(2) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 投資顧問料の受取については当社との間で締結された投資顧問契約に記載された料率に基づいて計算してお
ります。
2. 業務受託に関する報酬の受取については当社との間で締結された業務委託契約に基づき計算しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

NN Group N.V. (ユーロネクスト・アムステルダム証券取引所に上場)

NN Insurance Eurasia N.V. (非上場)

NN Investment Partners Holdings N.V. (非上場)

NN Investment Partners International Holdings B.V. (非上場)

(1株当たり情報)

第22期 自 2020年1月1日 至 2020年12月31日		第23期 自 2021年1月1日 至 2021年12月31日																					
1株当たり純資産額	111,752円55銭	1株当たり純資産額	118,240円58銭																				
1株当たり当期純利益金額	34,738円76銭	1株当たり当期純利益金額	41,235円03銭																				
なお、潜在株式調整後1株当たり当期利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。																					
(注) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。		(注) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">第22期 自 2020年1月1日 至 2020年12月31日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当期純利益 (千円)</td> <td>324,807</td> </tr> <tr> <td>普通株主に帰属しない金額</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>普通株式にかかる当期純利益 (千円)</td> <td>324,807</td> </tr> <tr> <td>普通株式の期中平均株式数 (株)</td> <td>9,350</td> </tr> </tbody> </table>		第22期 自 2020年1月1日 至 2020年12月31日		当期純利益 (千円)	324,807	普通株主に帰属しない金額	—	普通株式にかかる当期純利益 (千円)	324,807	普通株式の期中平均株式数 (株)	9,350	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">第23期 自 2021年1月1日 至 2021年12月31日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当期純利益 (千円)</td> <td>385,547</td> </tr> <tr> <td>普通株主に帰属しない金額</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>普通株式にかかる当期純利益 (千円)</td> <td>385,547</td> </tr> <tr> <td>普通株式の期中平均株式数 (株)</td> <td>9,350</td> </tr> </tbody> </table>		第23期 自 2021年1月1日 至 2021年12月31日		当期純利益 (千円)	385,547	普通株主に帰属しない金額	—	普通株式にかかる当期純利益 (千円)	385,547	普通株式の期中平均株式数 (株)	9,350
第22期 自 2020年1月1日 至 2020年12月31日																							
当期純利益 (千円)	324,807																						
普通株主に帰属しない金額	—																						
普通株式にかかる当期純利益 (千円)	324,807																						
普通株式の期中平均株式数 (株)	9,350																						
第23期 自 2021年1月1日 至 2021年12月31日																							
当期純利益 (千円)	385,547																						
普通株主に帰属しない金額	—																						
普通株式にかかる当期純利益 (千円)	385,547																						
普通株式の期中平均株式数 (株)	9,350																						

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ① 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ② 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ③ 通常の実取引の条件と異なる条件であつて取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。)又は子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- ④ 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤ 上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であつて、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

(1) 定款の変更

定款の変更に関しては、株主総会において株主の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社および当ファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実あるいは訴訟はありません。

追加型証券投資信託
NN インドネシア株式ファンド
約款

NN インベストメント・パートナーズ株式会社

運用の基本方針

約款第 19 条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は主に NN インドネシア株式マザーファンドへの投資を通じて信託財産の成長を目指して積極的な運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

NN インドネシア株式マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、株式等に直接投資する場合があります。

(2) 投資態度

- ① NN インドネシア株式マザーファンド受益証券への投資を通じインドネシアの企業の株式（預託証券(DR)を含みます。)に投資します。
- ② マザーファンド受益証券の組入比率は高位を維持することを基本とします。
- ③ 実質組入外貨建資産については原則として為替ヘッジを行いません。
- ④ ジャカルタ総合指数を参考指数とします。
- ⑤ 資金動向、市況動向によっては、上記のような運用を行わない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ③ 投資信託証券(マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。
- ④ 同一銘柄の株式への実質組入割合は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。
- ⑤ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質組入割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。
- ⑥ 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものへの実質組入割合は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。
- ⑦ デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ⑧ 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収入(繰越分を含みます。)および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、委託者が基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合は分配を行わないこともあります。
- ③ 収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行います。

追加型証券投資信託
NN インドネシア株式ファンド 約款

(信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、NN インベストメント・パートナーズ株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

- ② この信託は、信託法(平成18年法律第108号(以下「信託法」といいます。))の適用を受けます。
- ③ 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。))を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。
- ④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的および金額)

第2条 委託者は、2,204,508,673円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、1,000億円を限度として信託金を追加することができます。

- ② 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第50条第1項、第53条第1項、第54条第1項または第56条第2項による信託終了の日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第5条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については2,204,508,673口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

- ② 委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律(以下、「社振法」といいます。)に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託にかかる受益権の口

数を乗じた額とします。

- ② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および第 29 条に規定する借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。))、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
- ③ 第 31 条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

(信託日時異なる受益権の内容)

第 9 条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第 10 条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

- ③ 委託者は、第 7 条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第 11 条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位および価額)

第 12 条 取扱金融機関等(委託者の指定する金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第 2 条第 11 項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)は、第 7 条第 1 項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、取扱金融機関等が委託者の承認を得てそれぞれ定める申込単位をもって、取得の申込みに応ずることができるものとします。この約款において「自動けいぞく投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と取扱金融機関等が締結する「自動けいぞく投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「自動けいぞく投資約款」は当該別の名称に読み替えるものとします。

- ② 前項の規定にかかわらず、取得申込日が別に定める現地の取引所(金融商品取引法第 2 条第

16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号口に規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号もしくは同項第 5 号の取引を行う市場および当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。)および銀行の休業日と同日の場合には、追加信託の申込みを受付けないものとします。

- ③ 第 1 項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1 口につき 1 円に手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ④ 前項の手数料の額は、委託者、取扱金融機関等がそれぞれ別に定めることとします。
- ⑤ 第 3 項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第 40 条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑥ 第 1 項の取得申込者は委託者の指定する取扱金融機関等に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する取扱金融機関等は、当該取得申込の代金(第 3 項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ⑦ 前項の規定にかかわらず、信託財産の効率的な運用に資するため委託者が必要と認めるとき、または取引所等における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断により、受益権の取得申込の受付けを中止することおよび既に受付けた取得申込を取り消すことができます。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第 13 条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第 1 項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第 14 条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

- ② 前項の規定は、譲渡以外の原因による受益権の移転についてこれを準用するものとします。

(投資の対象とする資産の種類)

第 15 条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。)
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、

約款第 23 条、第 24 条、第 25 条および第 26 条に定めるものに限り、)

- ハ. 金銭債権
- ニ. 約束手形
- 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
- イ. 為替手形

(運用の指図範囲等)

第 16 条 委託者は、信託金を、主として NN インベストメント・パートナーズ株式会社を委託者とし、三菱UFJ 信託銀行株式会社を受託者として締結された NN インドネシア株式マザーファンド受益証券(以下「親投資信託」といいます。)および次の有価証券(金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。)
6. 特定目的会社にかかる特定社債券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 4 号で定めるものをいいます。)
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 6 号で定めるものをいいます。)
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 7 号で定めるものをいいます。)
9. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 8 号で定めるものをいいます。)
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。))および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、第 1 号から第 11 号までの証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 10 号で定めるものをいいます。)
14. 投資証券、投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 11 号で定めるものをいいます。)
15. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 18 号で定めるものをいいます。)
16. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 19 号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限り、)
17. 預託証券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 20 号で定めるものをいいます。)
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証券
19. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限り、)
20. 抵当証券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 16 号で定めるものをいいます。)
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第 1 号の証券または証書、第 12 号ならびに第 17 号の証券または証書のうち第 1 号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第 2 号から第 6 号までの証券および第

12号ならびに第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものおよび投資法人債券を以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券(投資法人債券を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます、以下同じ。)により運用することの指図をすることができます。
 1. 預金
 2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であつて金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を前項に掲げる金融商品により運用することの指図をすることができます。
- ④ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券(親投資信託の受益証券および上場投資信託証券を除きます。)の時価総額と親投資信託に属する当該投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑤ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。(以下同じ。)

(利害関係人等との取引等)

- 第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者(第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であつて、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。)および受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条および第32条において同じ。)、第32条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条および第16条第1項ならびに第2項に定める資産への投資等ならびに第22条から第29条まで、第31条、第35条、第36条、第38条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。
- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができます。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
 - ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等(金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。)または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第22条から第29条まで、第31条、第35条、第36条、第38条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
 - ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

(信託財産相互間取引等)

第 18 条 委託者は、信託財産と自ら運用を行う他の信託財産との間の取引を行うことを受託者に指図することができます。ただし、当該取引が法令上認められない場合はこの限りではありません。

(運用の基本方針)

第 19 条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

(投資する株式等の範囲)

第 20 条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

(同一銘柄の株式等への投資制限)

第 21 条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額および親投資信託に属する当該同一銘柄の株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

- ② 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額および親投資信託に属する当該同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

- ③ 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)の時価総額および親投資信託に属する当該同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

(信用取引の指図範囲)

第 22 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。

- ② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権(会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行

前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債(総称して「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)の新株予約権に限ります。)の行使により取得可能な株券

6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権(前号に定めるものを除きます。)の行使により取得可能な株券

(先物取引等の運用指図・目的・範囲)

第 23 条 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引の指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします。(以下同じ。)

- ② 委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- ③ 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

(スワップ取引の運用指図・目的・範囲)

第 24 条 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が原則として第 4 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- ④ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図・目的・範囲)

第 25 条 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

- ② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第 4 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引の相手方が市場実勢金利をもとに算出した価額で行うものとします。
- ④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(各種派生商品の店頭取引の運用指図)

第 26 条 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、次の各号に掲げる取引(以下、本条において店頭取引といいます。)を行うことの指図をすることができます。

1. 有価証券店頭指数等先渡取引(金融商品取引法第28条第8項第4号ロに規定する取引をいいます。以下同じ。)
 2. 有価証券店頭オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第4号ハに規定する取引をいいます。以下同じ。)
 3. 有価証券店頭指数等スワップ取引(金融商品取引法第28条第8項第4号ホに規定する取引をいいます。以下同じ。)
 4. 店頭金融先物取引(金融商品取引法第2条第22項に規定する取引をいいます。以下同じ。)
- ② 店頭取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 店頭取引の評価は、当該取引の相手方が市場実勢金利をもとに算出した価額で行うものとします。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第27条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(有価証券の空売りの指図および範囲)

第28条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または第29条の規定により借り入れた有価証券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売り付けた有価証券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図ができるものとします。

- ② 前項の売付けの指図は、当該売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売り付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

(有価証券の借入れ)

第29条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図をするものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第 30 条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約の指図および範囲)

第 31 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

- ② 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額の差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産と親投資信託の信託財産に属する外貨建て資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図についてはこの限りではありません。
- ③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

(信託業務の委託等)

第 32 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと。
 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること。
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること。
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること。
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前 2 項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存に係る業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第 33 条 金融機関または金融商品取引業者(金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第 34 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、

速やかに登記または登録をするものとします。

- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(一部解約の請求および有価証券の売却等の指図)

第 35 条 委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第 36 条 委託者は、前条の規定による一部解約代金および売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金ならびにその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(損益の帰属)

第 37 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

(資金の借入れ)

第 38 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用および運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の 10%をこえないこととします。
- ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(受託者による資金の立替え)

第 39 条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は、資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との間の協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第 40 条 この信託の計算期間は、毎年 6 月 8 日から 12 月 7 日まで、および 12 月 8 日から翌年 6 月 7 日までとすることを原則とします。ただし、第 1 期の計算期間は平成 21 年 11 月 30 日から平成 22 年 6 月 7 日までとします。

- ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 4 条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第 41 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前 2 項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第 37 条第 3 項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第 2 項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第 1 項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用)

第 42 条 信託財産に関する租税および信託財産の財務諸表の監査に要する費用(消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)相当額を含みます。)等の信託事務に要する諸費用ならびに受託者の立替えた立替金の利息(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の額)

第 43 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 40 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 170 の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末、または信託終了の時、信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第 1 項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配)

第 44 条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。

- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

- 第 45 条 受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)については第 46 条第 3 項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第 46 条第 4 項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。
- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

- 第 46 条 収益分配金は、毎計算期間終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する取扱金融機関等の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に支払います。
- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する取扱金融機関等に交付されます。この場合、委託者の指定する取扱金融機関等は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第 10 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。ただし、第 48 条第 3 項により信託の一部解約が行われた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、前項の規定に準じて受益者に支払います。
- ③ 償還金は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する取扱金融機関等の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④ 一部解約金(第 48 条第 4 項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。)は、第 48 条第 1 項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、6 営業日目から当該受益者に支払います。
- ⑤ 前各項(第 2 項ただし書き以外を除きます。)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する取扱金融機関等の営業所等において行うものとし、
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、
- ⑦ 前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし、また、前項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし、

(収益分配金および償還金の時効)

- 第 47 条 受益者が、収益分配金については第 46 条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第 46 条第 3 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金

銭は、委託者に帰属します。

(一部解約)

- 第 48 条 受益者(委託者の指定する取扱金融機関等を含みます。以下本条において同じ。)は、自己に帰属する受益権につき、委託者に対し、委託者が定める単位または取扱金融機関等が委託者の承認を得て定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。
- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める現地の取引所および銀行の休業日と同日の場合は、一部解約の実行の請求を受付けないものとします。
 - ③ 委託者は、第 1 項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第 1 項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
 - ④ 委託者は、第 1 項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。この場合における一部解約の価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に 0.5%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。
 - ⑤ 一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する取扱金融機関等に対し、振替受益権をもって行うものとします。
 - ⑥ 委託者は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受付けを中止することができます。
 - ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第 4 項の規定に準じて計算された価額とします。

(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

- 第 49 条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託契約の解約)

- 第 50 条 委託者は、次の場合においては、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
1. 信託契約を解約することが受益者に有利であると認めたとき
 2. やむを得ない事情が発生したとき
 3. 信託契約の一部を解約することにより、受益権口数が 10 億口を下回ることとなったとき
- ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- ④ 第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 第 2 項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第 2 項から前項までの手続を行うことが困難な場合も同じとします。

(信託約款の変更等)

第 51 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項(前項の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、併合の事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第 2 項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第 52 条 この信託は、受益者が第 48 条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部を解約することにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第 50 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第 53 条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 51 条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第 54 条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 51 条第 2 項の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第 55 条 委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第 56 条 受託者は、委託者の承諾を得てその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 51 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第 56 条の 2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的な方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(公告)

第 57 条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 58 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

第 1 条 第 25 条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日(以下「決済日」といいます。)における決済日から一定の期間を経過した日(以下「満期日」といいます。)までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率(以下「指標利率」といいます。)の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

- ② 第 25 条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引(同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以

下本条において同じ。)のスワップ幅(当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。)を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成 21 年 11 月 30 日

委託者 東京都千代田区紀尾井町 4 番 1 号
ニューオータニガーデンコート
アイエヌジー投信株式会社
代表取締役 ダグラス・リー・ハイマス

受託者 東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号
三菱 UFJ 信託銀行株式会社
取締役社長 岡内 欣也

別に定める現地の取引所および銀行

約款第 12 条第 2 項、第 48 条第 2 項の「別に定める現地の取引所および銀行」とは次のものとします。

インドネシア証券取引所

インドネシアの銀行

シンガポールの銀行

親投資信託
NN インドネシア株式マザーファンド

運用の基本方針

信託約款第 16 条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。

1. 基本方針

主にインドネシアの株式に投資し、信託財産の成長を目指して積極的な運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

インドネシアの企業の株式(預託証券(DR)を含みます。)を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 株式への投資にあたっては、成長性、収益性、安定性、流動性等を総合的に勘案して投資銘柄を選択します。また、トップダウン・アプローチによる業種別配分を加味し、ポートフォリオを構築します。
- ② 株式(預託証券(DR)を含みます。)への投資比率は、高位を維持することを基本とします。ただし、現地市場が休場の場合や市況動向によっては、一時的に株式組入比率を引下げることがあります。
- ③ 外貨建資産については原則として為替ヘッジを行いません。
- ④ ライオン・グローバル・インベスターズ・リミテッドに運用の指図に関する権限の一部または全部を委託します。
- ⑤ ジャカルタ総合指数を参考指数とします。
- ⑥ 資金動向、市況動向によっては、上記のような運用を行わない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 株式への投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ③ 投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。
- ④ 同一銘柄の株式への組入割合は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。
- ⑤ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への組入割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。
- ⑥ 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものへの組入割合は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。
- ⑦ デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ⑧ 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。